

『日本近代社会史』を読むー「天理教」教理成立の社会的背景ー
【天理教の「因縁教理」はどこから生まれたのか】

松沢裕作

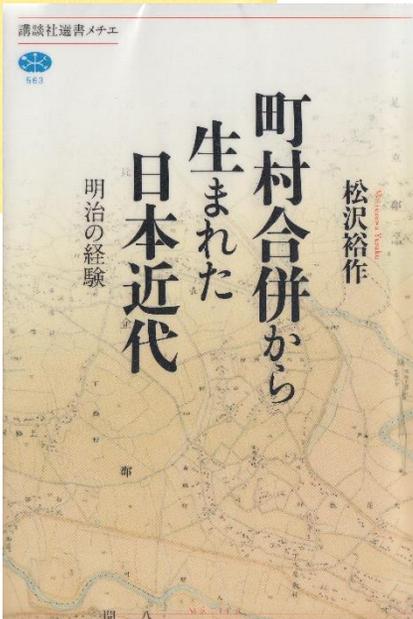
日本
近代
社会史

A Social History of Modern Japan:
Social Groups and a Market Economy
1868-1914

1868-1914

社会集団と
市場から
読み解く

有斐閣



『日本近代社会史ー社会集団と市場から読み解く』(2022年4月発行)は、慶応大学経済学部で「社会史」を講義している松沢裕作氏が最近のコロナの流行で授業がオンラインになったために、授業内容を文字化したことで生まれたものだそうです。「1868ー1914」というのは、講義が対象としている年代になるわけですが、これを元号に直すと1868ー明治元年、1914ー大正3年となります。この期間というのは、現在の天理教教理が生まれ完成する時代とほぼ重なります。

明治元年の前年、慶応3年に天理教祖中山みきの長男秀司が吉田神祇管領の裁許状を得て、その神道祭式を中山家の屋敷に祀りこみました。これが神道天理教が生まれる発端です。大正3年は初代神道天理教管長中山新治郎が亡くなった年です。

現在の天理教教理が記されている『天理教教典』(昭和教典ー昭和24年作)の教理内容は、ごく大雑把にいうと明治45年に作られた『三教会同と天理教』のそれとほぼ同じです。その内容に合うように教祖の後継者とされる飯降伊蔵(本席)の口述筆記を主とする「おさしづ」が昭和2年に、教祖の直筆である「おふでさき」が昭和3年に「註釈」とその解説である「講習会」が開かれて出版されました。その時点で天理教の教祖伝、教理の概要が出来ました。

『日本近代社会史』及び松沢氏の他の著作は、天理教教理成立までの過程を社会の動きから理解するための材料を提供してくれます。

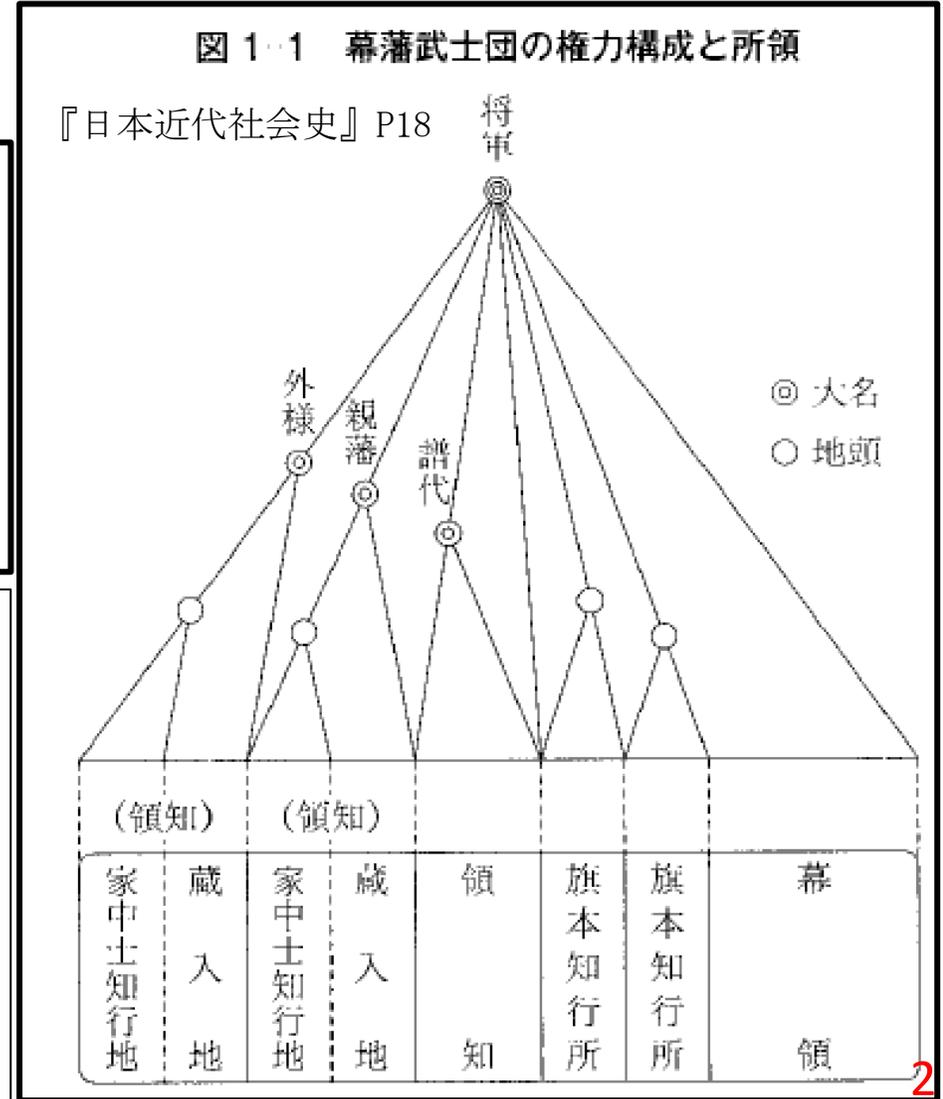
今回は松沢氏の著作を読みながら、『三教会同と天理教』の「因縁」教理が生まれるまでの過程を考えてみました。

代官所ではなく奉行所

まず、天理教の教祖伝なり教理を理解するうえで歴史的な知識が必要な例を挙げてみましょう。『稿本天理教教祖伝』(天理教教会本部.1956)には中山家があった庄屋敷村の管轄役所として「古市代官所」というのが出てきます。『日本近代社会史』を読むと「代官」とは幕領を治める幕府の役人のことで、「代官所」とはその役人がいる役所のことです。ところが庄屋敷村は藤堂藩の領地であり幕領ではありません。ですから「古市代官所」という名称は間違いだということが分かります。

この頃、近郷近在の百姓達だけではなく、芝村藩、高取藩、郡山藩、柳本藩、**古市代官所**、和邇代官所等、諸藩の藩士で参詣する者も続々と出て来たが、反面、反対攻撃も亦一層激しくなった。(『稿本天理教教祖伝』P67.天理教教会本部)

領主の頂点に立つのは、代々徳川家が世襲する将軍であるが、将軍の家臣のうち、大名だけでなく、一万石未満の家臣である旗本にもそれぞれ特定の範囲のまとまった地域が与えられる(旗本知行所)。一方で、全国各地に将軍の直轄地(幕領)が存在し、そこからの収入は将軍の財源になる(各大名の領知(藩領)の年貢は大名の収入になるのであって、幕府の収入にはならない)。幕領の支配・年貢徴収のために、各地に派遣されるのが代官である。代官は幕府の役人であり、一部を除いて世襲制ではなく、数年で交代する。(『日本近代社会史』P18.松沢裕作.有斐閣.2022)



庄屋敷村 江戸期～明治10年の付名。山辺郡のうち。もとは三島村のうちで、慶安2(※1649)年年貢免状に「三島之内庄屋敷村」とあり、「寛文(※1661-1672)郷帳」には当村名は見えないが、「元禄(※1688-1703)郷帳」には独立した村として村高が付されており、江戸前期に三島村から分村して成立した。ただし「元禄郷帳」では三島村枝郷と注記されている。なお「天保(※1830-1843)郷帳」では三島村のうちに含まれている。元和5(※1619)年からは伊勢津(※藤堂)藩領。村高は「元禄郷帳」303石余、「旧高旧領」301石余。寛延(※1748-1759)年間の戸数30・人数124,牛3,惣堂がある(宗国史)。天保9(※1838)年,当地で中山みき女が天理教を立教した。明治10年三島村の一部となる。(『角川日本地名大辞典.29奈良県』P572.1990.角川書店)

天理教高松大教会役員である北嶋氏は教祖伝に出てくる場所を調べる中で、「代官所」が間違いであることに気付き、天理教の出版部門である道友社にそのことを伝えたことで、教内出版物の記述が「古市代官所(奉行所)」に変わったと書いています。また、『天理教事典』も「城和奉行所(古市代官所)」となりました。

このような間違いは『稿本天理教教祖伝』には他にもあり、高野氏のような教内の歴史学者はあまり問題にしない傾向があります。

古市町の「奈良市役所東市連絡所」に飛び込み、「古市代官所跡」はここですかと窓口で聞いた。／ 職員さんは平常業務を処理するかのように、早速電話をされた。間もなく郷土史家、藤本儀信先生（古代史専攻）がカブで駆けつけられた。／ 自己紹介もそこそこに、大庄屋会所、獄舎、勘定方の蔵、奉行屋敷跡と案内され、南都道を北上し突き当りを右に曲がると、立派なご自宅に招いて下さった。／ 『奈良市史』などの関係書を出して、曰く「天理教の正式文書（『稿本天理教教祖伝』の事）に「古市代官所」とあるのは如何なものでしょうか」と仰せられるのだった。早速図書館で調べると『奈良市史』には「城和（古市）奉行所」とあり、奉行や代官、手代、同心、物言、足軽などがいたと記述されていた。／ この出逢いで古市奉行所を『奈良市史』で学ぶことが出来た。私は道友社友の立場から事を道友社に報告した。すると丁寧な返信を頂き、2006年発行の『教祖伝参考手帳』「代官所」の説明で「古市代官所（奉行所）」と入れて下さった。／ 高野友治先生は奉行所だをご存じでいて問題にはされていなかった。伝承も大事だが教外者に理解される、史的考証された記述がたいせつになるのではなからうかと思った。（『教祖伝ゆかりの地への旅』P27. 北嶋修二. 2020. 私家版）

藤堂藩 とうどうはん 伊勢国津に居城をおいた江戸期の藩名。津藩とも言う。慶長13年（1608）伊予国今治から藤堂高虎が伊勢国に移封され藩祖となった。明治まで藤堂家が藩主として続く。石高は時によって変わったが、幕末には27万石余りであった。／ 教祖（おやさま）の生家である前川家の所在した西三味田村および、中山家の庄屋敷村はともに藤堂藩領であった。教祖在世中の領主は、9代高嶷、10代高兌、11代高猷である。／ 高虎入部するとき、大和に藤堂藩領は存在しなかったが、元和5年（1619）伊勢国田丸領との交換で山城国相楽郡、大和国添上、山辺郡などが藤堂藩となり、西三味田、庄屋敷ともこのときから藤堂藩領となった。／ ー中略ー 藤堂藩領のうち、山城と大和両国の領地を管理した城和**奉行所**（古市代官所）が古市（現、奈良市）に置かれていたが、幕末期に奉行所の所属武士が「おやしき」へ参詣に来たとの記録も残されている（『稿本天理教教祖伝』67頁）。（『天理教事典第三版』P700. 天理大学おやさと研究所編. 2018）

藤堂藩 慶長13年（1608）伊予国から伊賀・伊勢に転封した藤堂高虎を始祖とし、元和5年大和・山城5万石を南伊勢の換地として領有、32万余石の**外様藩**である。寛文9年3代高久の時、次子高通を久居藩として分封。大和でも藤堂和泉守領と佐渡守領とに分れる。：三島・庄屋敷・西三味田村はともに和泉守領に属する。大和山城には城和奉行がおかれ、上記3ヵ村とも**古市代官**の所管であった。（『天理教事典初版』P596. 1977）

土地の質入

『稿本天理教教祖伝』には「年切質」という言葉が2回出てきます。P61の使い方では、年季が過ぎれば元金を返さなくとも戻ってくるようなことが書かれていますが、松沢氏の説明を読むと、年季期限の内ならば、お金を返せば戻ってくるのであって、お金を返さなければ、質流れになるのは他の質物と同じです。ただ、土地については、「無年季的質地請戻し慣行」というのがあって、年季を過ぎても請戻すことが出来る慣行があったことが分かります。これは江戸時代には年貢が村単位に課せられるという「村請制」だったので、耕作する者がいない土地が出来るのを防ぐ目的だったそうです。なお『稿本・・・』の「年切質」が出て来る部分は、「年切質」の意味を除いても、内容的にかなり疑わしいものではありません。

安政二(※1855)年の頃には、残った最後の三町歩余りの田地を、悉く同村の安達重助へ年切質に書き入れなされた。(『稿本天理教教祖伝』P38)

今は、三町余りの田地が、年切質に入れてあって儘にならぬが、近い中に返って来る。そしたら、田地の一、二段も売れば始末のつく事である。決して心配はかけぬ。と、慰めた。／ この元治元(※1864)年は暮れて二年となり、四月には改元して慶応元年となる。(『稿本天理教教祖伝』P61)

近世の上地所有権の移動は、質入れ・質流れというプロセスをとることが多かった。「質入れ」というのは、「質屋」というときの「質」と同様に、土地を担保にお金を借りることである。質入れには三年や五年などの期限(年季)があり、質入期間中は、お金を貸した側がその土地を使用する権利をもつ(ただし、借りた側がその土地を耕作し続ける場合も多い)。年季内にお金が返せれば、土地は返ってくる。これを「請戻し」という。これに対して、期限内にお金が返せなかった場合には、その土地は完全にお金を貸した側の所有物となる。これが「質流れ」である(図1-3)。／現在の不動産取引であれば、このように担保となっている土地がいったんお金の貸し手の所有物になれば、そのあと新たな所有者がその土地をどのように使用しようが、あるいは第三者に売却しようが、その所有者の自由である。元の所有者はその土地に対して一切の権利をもたない。ところが、近世農村では、いったん質流れとなったのち何年も経過してから、元の所有者が元金を用意すれば、土地は元の所有者に返還されなければならないという慣行が広くみられた。これが無年季的質地請戻し慣行である。そして、この請戻しはあくまで村のルールであり、幕府や藩がそうした法令を出していたわけではない。常陸国(現在の茨城県)の事例で、質流れから約130年後に請戻しを要求している例があったこともわかっている。もちろんお金を貸し借りした本人たちは生きていないので、子孫どうしの争いである。／こうした措置は、ある農家が土地を失って、農業が継続できないような状態に立ち至らないようにするもので、一見すると借金をしなければならぬような困窮した農家に「優しい」制度であるともみえる。しかし、これは近世の村人が、現代人に比べて隣人に「優しかった」ということをただちに示すわけではない。村請制のもとでは、村の戸数が減っても、村全体として納めなければならない年貢の額は減少しない。したがって、村全体として、農業を営む農家の戸数を維持することに一定のメリットがある。**近世の村にみられる土地の共同利用や相互扶助の仕組みは、「村請制の村」であることの結果**なのである。(『日本近代社会史』P23)

中山家は“金貸し”（「鴻ノ池」は金貸しの別名）、「質屋」

中山家は、古記録や伝承から質屋と綿屋を営んでいたようです。当時の質屋は、田地も質物として取り、金を貸していました。それは他の質物のように単に担保として預かるという意味を越えて、田地の売買につながっていました。中山家が3町ほどの田地を所有していたのも質流れの集積の結果ではないでしょうか。

また、綿作が江戸時代の天保の頃まで非常に盛んであった大和では、綿屋は、肥料の前貸しや綿の買取を通して、農民の経済に大きく関わっていました。

この中山家へ文化7(1810)年に嫁に来た中山みきは、質屋、綿屋という立場から近在の人々の生活を見ていたわけで、その体験が、立教後の「みかぐらうた」や「おふでさき」の内容のベースになっていると思われる。

なほ古老の言に依れば、「足達は油屋、中山は鴻ノ池」とも呼ばれてゐたとかであり、門構への家造りで、地方屈指の豪農であったことは確かである。中山家が豪農であったことを窺ふに足るものとして、古い「銀子借用證」の一、二が現存してゐる。

○借用申銀子之事

七十匁ヲ借り屋敷ヲ質物トスルノ澄

元禄十六年十月廿五日 庄屋敷村 彌作、源四郎外二名

○借用申銀子ノ事

百卅五匁、コレニ對スル質物ハ田六畝三步

正徳五年十二月十四日 借り主 久作外三名

○借用申銀子事

七十目、コノ貸物 畑廿歩

享保三年十二月十四日 孫四郎外三名

善五郎（？之助）殿（『復元2号』P67.天理教教義及び史料集成部）

元禄16年=1703
正徳5年=1715
享保3年=1718

谷留布
庄屋敷
質屋善右衛門
かせや平治郎
（縦三分）

中山家は「綿屋」

序に、右の古文書で見ると、昔、中山家は質屋をしてゐられたとも推察出来る。現在のやうに銀行などいふ便利な機関のない時代には、質屋は地方での金融元として相当の顔役であつたのではなからうか。なほ、質屋といふことについては、北村時計店方に今なお口という印判が残されてゐるらしいが、これは両家が合同して布留谷（豊井と豊田との分水岐点とのこと）に水車を経営されてゐた時の印であると、北村家では語つてゐるといふ。また、「綿屋善右衛門」とも称されてゐたらしい記録があるとか承つてゐる。管長様がそれに因んで「綿屋文庫」とか「綿屋蔵版」とかいふことを仰せられてゐることは皆も知つてゐるであらう。（『復元2号』P68）

《自分宅ハ廿五六ヶ年以前（※安政元(1854)年の頃か）ハ素ト相當之百姓ニテ耕地モ三町程所有致居候所追々衰弊ニ及ビ、其末貳町餘リ之耕地是アリ候處、夫亡中山秀治成ル者足痛ニシテ農業持相營兼候ヨリ綿商仕并ニ米商致居候處微運ニシテ追々損失ラ生シ候ニ付其迹来壹町六七反之地所内、質物ニ差入成シ年期附売却等致シ、三反餘リ之耕地ヲ残シ置聊生活ヲ相図リ貳三ヶ年休業罷在候處其後復タ残耕地ヲ抵富ニ差入該金ヲ以商法資本金トシ再ヒ綿商法相營ミ候處商法上萬事利運ニ向イ（丹波市分署宛、手續上申書。明治十四（※1881）年十月八日、中山マツエ、外四名）（天理教管長家古文書）》（『復元30号』P239）

戸長

中山みきの長男秀司は「中山秀治成ル者足痛ニシテ農業持相宮兼候ヨリ綿商仕并ニ米商致居候處微運ニシテ追々損失う生」じたのですが、慶応3年に吉田神祇管領の神を屋敷内に祀りこむことで、みきの宗教活動の代表者という立場を得て、その収入を自分のものとするのができ、また、政府の神道化政策に協力することで、江戸時代の庄屋の地位を引き継ぐ形で戸主になったようです。しかし、明治7年のみきの大和神社への問答から始まる一連の動きから、中山家に在った神道祭式は中教院の手で撤去され、戸主の地位も失ったのです。

近世の村には、その代表者として、名主・庄屋などの村役人が置かれていたが、彼らは、明治に入ると戸長などの役職名に改称された。近世の村役人がそのまま戸長に就任している例も多く、連続性が強い。／ 1872(明治5)年以降、各府県では、その府県内を複数の大区、さらに大区内を複数の小区に分割する大区小区制がとられるようになった。（『日本近代社会史』P58）

この1873(明治6)年～74年にかけて、中山秀司は庄屋敷村の戸長などの役を勤めている。上野利夫氏の教示によれば、秀司の手による会議所指令や奈良県布告の写が残っている。このことは、中山家が近代化政策の埒外に置かれていたのではないことを示している。例えば、学校設立は近代化政策の最重要課題であるが、中山秀司はその学校設立の会議に庄屋敷村の代表として出席している。（「明治期における社会と天理教」『おやさと研究所報』3号.1996.P98.幡鎌一弘）

「戸長」呼称のあいまいさー村は複数か単独か

秀司は「従来の庄屋・名主・年寄などの村役人の名称を廃止」して生まれた戸長の方の役割を担ったと思われます。ただ、江戸時代の役割を名称のみを変えて存続させたことは、地租改正という大きな制度改革のなかで問題を生じさせることとなります。

「大区小区割」を形作る全国法令は三つある。ひとつ目、「大区小区割」の起源とされる法令は、廃藩置県より前、明治4（1871）年4月4日の「戸籍法」である。同法によって、戸籍を編成するために4～5の町あるいは7～8ヵ村を組み合わせて区画を設定すること、その区画に戸籍を取り扱う役人として戸長・副戸長を置くことが命じられた。この戸長・副戸長には、近世以来の庄屋や名主といった村役人を兼任させても、別に置いてもよいとされていたが、いずれにせよこの段階での区画制度はあくまで戸籍を編成するという特定の目的のための区画であり（研究上は「戸籍区」と呼ばれる）、戸長はその名のおり戸籍を編成するための役人である。ついで明治5年4月9日の太政官第117号と呼ばれる法令は、従来の庄屋・名主・年寄などの村役人の名称を廃止し、戸長・副戸長と称することを命じた。／ ところが、この二つの法令に「戸長」という共通の職名が規定されていることから、両者の関係をどのように解釈するのかが問題となった。つまり、これまでの村単位の庄屋・名主を戸長と改名して戸籍区の戸長は廃止するのか、あるいは逆にこれまでの村役人の仕事をより広域を管轄する戸籍区の戸長に担わせるのかという二つの解釈が生じてしまったのである。（『町村合併から生まれた日本近代』P57. 松沢裕作. 2013. 講談社）

地租改正(明治6~11年) 村請制から土地所有者個人へ

江戸時代に村単位で課せられていた年貢は、明治の地租改正によって、その土地の所有者が地価に応じた地租を納めることになりました。それによって、近世の村の仕組みの基軸であった村請制は解体され、納税は土地所有者個人の責任となりました。これはその後の社会の仕組み自体を変える大きな要因になっていきます。

地租改正法が公布されて以降の地券発行作業は、土地の位置確定、番号付与、測量から始まり、それぞれの土地の収穫量を査定し、その収穫量からその土地の地価を確定して、地券を発行するという手順で実施された。—中略— この作業は、各地で実施の担当者となった村の役人たちの、膨大な労力を費やして実施された。

特に問題となったのは、地価の確定に直結する収穫量査定である。一つ一つの土地の収穫量を個別に査定するのは不可能なので、多くの場合、何らかのかたちで土地を相互に比較し、それぞれの土地を地味に応じて相対的な等級に振り分け、等級ごとに地価を決定してゆく方式(地位等級方式)がとられた。地位等級方式の政府側からみたメリットは、各等級に割り振られる単位面積あたりの収穫量を決めずに、まず相対的な上下関係を比較して等級を決めてしまえば、「この地域からこれだけの税を取る」という見通しに応じて、等級ごとの収穫量を後から決められることである。政府にとっては、全体として、地租改正によって旧年貢の収入よりも税収が減ってしまうことは望ましくない。まず先に地価を決めて、それを積み上げていった結果がどうなるかは予測できないが、先に等級を決めておけば、あとから予定税額を割り振ることが可能になる。／ 一方で、地位等級方式は、これまでの貢租負担の不均衡を、相互の上地を比較することによって均してゆくという効果ももつ。仮に、上地所有者が政府に払う税額の総額が変わらなかったとしても、それまで領主ごとに年貢率が違っていたり、地味の割には高い年貢を負担していたりというような負担の不公平は是正されることになる。—中略—

地租改正が終了したとき、原則として民有の耕地・宅地にはすべて地券が発行され、地価が確定し、その土地の所有者が地価に応じた地租を納めることになった。この仕組みは、一つ一つの土地の所有者に納税義務を負わせるものであるから、村単位で責任を負わせる村請制は不要となった。近世の村の仕組みの基軸であった村請制は解体され、**納税は土地所有者個人の責任となった**のである。(『日本近代社会史』P56)

「村請制」なきあとに庄屋の役割を期待された「戸長」

年貢の村請制から明治の地租改正で地租納入に変わっても村人は昔の庄屋に期待するように戸長にその立て替えを期待したので、戸長の成り手が不足する事態になりました。そこで政府は複数の村を一人の戸長が管理するようにして、戸長と村人の関係を疎遠なものにして、納税不能の場合は、公売処分がしやすい関係に変更しました。それがもとになって、町村合併が進められることとなります。

渡辺清の復命書(※政府が、1882~83〈明治15~16〉年に全国各地に状況視察のために派遣した「地方巡察使」が、東京に戻ってきて政府に提出した報告書「地方巡察使復命書」)が指摘している、戸長の租税立て替えという現象は、村請制下の村役人による年貢の立て替えに似ている。しかし、戸長には、村請制の時代と異なり、そうしたことをする義務はもはやない。もし地租を払えない者がいれば、租税未納として差し押さえ、公売(競売)の手続きをとればよい。しかし、人々は村請制の時代の感覚にしたがって、租税が払えないと戸長に頼るのである。

同じ村に住み、以前と同じような生活が続いているとき、制度上の大きな変化は急に人の意識を変えることはできない。そこで、戸長は人々のこうした依頼を断り切れない。とはいえ、それは公には否定されている行為である。村請制の時代であれば、村役人の立て替え額があまりに大きくなり、年貢を納めることが難しくなれば、村役人は村全体を代表して、領主に年貢の減免を交渉することもできた。**地租改正後には、戸長に求められる役割は、納税不能であれば公売処分を実施することであって、地租納入の立て替えをすることではない**。戸長が立て替えの依頼を断り切れないならば、ひたすら戸長が私的にそれを負担し続けるしかない。こうして、戸長は「割に合わない」仕事になり、戸長辞職者が続出し、戸長のなり手が不足するのである。

・連合戸長役場制から町村合併へ

1884(明治17)年、地方制度の改革が実施される。これまで、各村に一人ずつ置かれていた戸長を、複数の村で一人置くことにする。連合戸長役場制の導入である。村人と戸長の結び付きを断ち切り、戸長を村人から遠いところへ置く方策であった。ただし、この時点では「村」や「町」といつた単位は制度上残されている。一人の戸長が複数の村を管轄するようになるのである。

この延長線上で、1889(明治22)年、大規模な町村合併が行われる。町村数は四分の一~五分の一に減少した。これを、一般的に「明治の(町村)大合併」と呼んでいる。連合戸長役場制と異なり、これまでの村はなくなり、新しい村が生まれるのである。歴史学上の用語として、この新しい村を、江戸時代の村と区別するために行政村と呼んでいる。江戸時代の村は大字と呼ばれるようになり、新しい村の内部の単位となった。(『日本近代社会史』P61)

町村合併

日本では、明治、昭和、平成の町村合併で自治体の数は、劇的に減少して今に至っています。中山家の場所でいえば、明治10年の三島との合併、明治22年の25カ村合併で山辺村が生まれ、昭和29年に5町村が加わって天理市となります。

年	(市) 町村数
1874 (明治7) 年	78280
1885 (明治18) 年	71906
1888 (明治21) 年	71314
1889 (明治22) 年	<u>15859</u>
1945 (昭和20) 年	10520
1956 (昭和31) 年	<u>3975</u>
1985 (昭和60) 年	3253
2004 (平成16) 年	3100
2006 (平成18) 年	1831
2013 (平成25) 年	<u>1719</u>

庄屋敷、三島の合併

山辺村
丹波市町

天理市

明治の大合併

昭和の大合併

平成の大合併

明治22年三島村、川原城村など25カ村が合併して山辺村となる。『天理教史参考年表』より

「三大合併」

平成11(1999)年7月、地方分権一括法のひとつとして「市町村の合併の特例に関する法律」が改正され、それをきっかけにして、全国で大規模な市町村合併が進行したことは記憶に新しい。平成11年3月31日現在、全国で3232を数えた市町村は、平成22(2010)年3月31日までに1727まで減少した(総務省ホームページ)。読者のなかにも、この間の合併によって住所の表示の変更を経験された方が少なくないであろう。この11年のあいだに進行した市町村合併が、いわゆる「平成の大合併」である。／このような一巡の合併を、「平成の大合併」と呼ぶのは、かつての「明治の大合併」「昭和の大合併」とならんで、この合併が近代日本における「三大合併」のひとつである、という理解が前提となっている。(『町村合併から生まれた近代日本』P10. 松沢裕作. 講談社. 2013)

明治22年	明治26年	明治27年	大正12年	昭和29年	現在	
奈良県						
山辺郡						
山辺村	丹波市町		天理市			
二階堂村						
朝和村						
福住村						
式上郡	磯城郡					
柳本村			柳本町			
添上郡						
櫛本村		櫛本町				

出典：荒木田岳『『大区小区制』下の町村合併と郡区町村編制法』、『内務省統計報告』、『地方財政要覧』および総務省ホームページ。

表0-1 町村数の変化

町村合併から生まれた近代日本』P11

式番 〔公用〕 (註 式番と〔公用〕は朱書きになつてゐる)

三嶋村

庄屋敷村 合村願書聞届
書類并絵図面入

明治十年五月廿九日

改称三嶋村

合村 御 願

(註 振仮名と「改称」の二文字は朱書きになつてゐる)

堺県下大和老大区三小区

山辺郡 三嶋村

同 郡 庄屋敷村

右式ケ村合併

改称 三嶋村

一、改正反別 四拾五町五反六畝歩 三嶋村

一、戸数 三拾壹戸 同 村

一、人員 百六拾七人 同 村

一、戸数 三拾壹戸 庄屋敷村

一、人員 百五拾五人 同 村

反別 四拾五町五反六畝歩

合 戸数 六拾式戸

人員 三百廿式人

右両村之義ハ地所錯雜円棋之如キ場所ニ候間実地丈量之際協議之上地所ハ 三嶋村江合併其後庄屋敷村ハ
戸数人口而已ノ小村落殊ニ三嶋村ト極接近ナレハ兼テ該村江合併示談罷在候所今度甲乙両村熟議相整候ニ付
テハ爾後庄屋敷村ヲ廢シ三嶋村江合併改称三嶋村ト相唱度何卒格別之御詮議ヲ以御採用ヒ成下度 別紙絵図
面相添 此段両村一併 連印者奉願上候 以上 三嶋村
明治十年三月十九日

〈庄屋敷村と三嶋村の合併願〉
左はじの日付の後に両村民全員
の署名、印影がある。

『本と天理図書館』P429.中山正善.天理大学出版部.1987

庄屋敷村と三嶋村の合併

明治10年に庄屋敷村と三嶋村が合併した時の書類が残っています。この時の理由は、地租改正に際し、「地所錯雑円棋之如キ場所」であり、合併した方が費用が掛からないといったことのようにです。

明治政府が発した法令のなかで、町村合併に関するものとしてもっとも早い時期のものは、明治2(1869)年11月17日の布達で、村の名称変更および合併・分村に関しては、その都度民部省（中央政府の省のひとつで、国内行政を担当した）に伺を出し、その指示を受けることを命じたものである。これによって、合併および分割の手続きは、中央政府の決定を仰ぐことが規定された。—中略—大蔵省は、翌明治6年12月25日にも、この明治5年の法令を徹底させるよう命じると同時に、領主支配の都合で分かれている村ばかりではなく「これまで独立の村であっても、戸数・面積が小規模の村で、合併をしない場合なにかと無駄な労力や費用がかかり、区の費用・村の費用がかさみ、住民にとって不都合が多い村々は、徐々に合併をする方針で計画を立てるように」と命じた。—中略— こうした合併政策のなかで、日本全国（北海道・沖縄をのぞく）の町村の数は、明治7(1874)年の78,280から、明治11(1878)年の71,711に減少した。（『町村合併から生まれた近代日本』P68）

各府県での試行錯誤と地方巡察使からの報告を受けて、中央政府は、明治17(1884)年、戸長役場制度の全面改正に踏み切った。

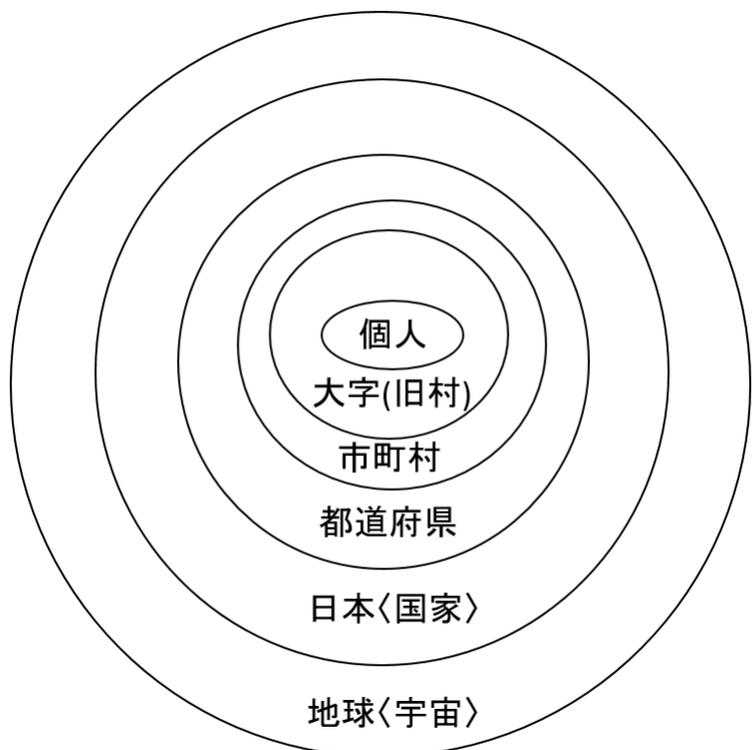
—中略— ……戸長の数は大きく減らされ、一戸長が複数町村を管轄することが原則化されたのである。戸長は町村から切り離され、住民の個別利害から切り離された存在となった。／ あらたに連合戸長に就任した人びとは、当然ながら、従来の戸長のなかから選ばれることが多かった。一方で、埼玉県では、改革の実施に際して、10人以上の県会議員が、議員を辞職して戸長に就任している。基本的には従来の戸長層を中心としつつも、それよりも一ランク上の有力者も含めた層が戸長職を担ったと考えてよいであろう。つまり、戸長職が村人の個別の利害から切り離されて、そういう負担から解放された分だけ、戸長職につくのを嫌がる人が減ったということである。こうして、この制度改革は一定程度の成功を収めた。／ 新しい連合戸長役場管轄区域は、戸数500戸という数値を基準に定められた区画である。当然、そこには近世の村が持っていたような切実な意味は存在しない。そしてその財政も、私的な費用とされたものが排除され、「誰か特定の人」のためのものではなく、抽象的な公共事業一般のためのものへと変化する。／ こうして戸長役場管轄区域は、府県と郡区の下に置かれた同心円のひとつとなる。同心円的な秩序は、この改革によってほぼ完成されるのである。

本章を閉じるにあたって、明治17年の改革の原案が立法諮問機関である元老院で審議された際の議論を紹介しておきたい。元老院の議官たちのなかには、この改革が、これまで培われてきた日本の町村の美しい習慣を破壊するものであると考える者も少なくなかった。その一人、楠本正隆はつぎのように言う。これまでひとつの町村の富裕な者がお金を出したり、「徳義」をわきまえた者が自ら進んで同じ町村のためにお金を出したりして、協議費の不足を補ってきた、そのような「美風」、美しい習慣は、この改革によってまったく破壊されてしまうであろう、と。これに対して、改革案を提出した内閣側の委員として説明のために会議に出席していた内務官僚・白根専一は、楠本のセンチメンタリズムを冷笑するかのようにつぎのように答える。「従前と雖も富者自ら進みて貧者のために協議費を負担せるに非ず、況(ま)して今日の時勢人情に於てをや」。これまでとても別に富裕な者は貧しい者のために進んで負担をしてきたわけではない。いわんや今日の時勢や人情において、そんなはずはあるまい。

近世の村は、人びとがお互いを思いやり助け合うユートピアだったわけではない。それは、身分制・村請制という社会の編成のあり方によって生まれた、人間の組織のひとつであるに過ぎない。そのなかで人びとは時としてやむなく助け合いをしたり、豊かな者が貧しい者を救ったりすることがあった。しかし、すでに同心円状の、切実性を持たない空虚な地理的空間が世界を覆いつくそうとしているときに、そうした「美風」を、人間にとって本来的なものであるかのように理想化するのは、むしろ問題をこじれさせてしまうだけではないか。白根の冷徹な言葉はそのことを白日の下にさらしている。／ わたしたちは章を改めて、そうした空虚な空間が世界を覆うための条件について論じなければならない。結論を先どりして言えば、その条件とは「市場」である。(『町村合併から生まれた近代日本』P130-133)11

町村合併から生まれた 「中央－地方関係」

合併によって何が変わったのでしょうか。それは全国のどこへ行っても、中央政府から指示が府県、町村へと同じように伝わるようになりました。



かくして町村合併は成し遂げられ、ひとつの新しい秩序が生まれた。それは、日本という国家－府県－市町村－大字、という行政区画の重層としてあらわれる（農村部では府県と町村のあいだに郡がはさまる）。／ この秩序は、**第一に、同心円的な性格**を持つ。ある一人の個人から見れば、その個人は日本国民（臣民）であり、府県の住民であり、市町村の住民であり、大字の住民である。地理的範囲の大小に応じ、人はそうした同心円に重層的に所属する。／ 第二に、その同心円にある個人が所属するかどうかは、**地図上に明確に引かれた線によって機械的に決定**される。その個人がいかなる職業を営み、いかなる手段によって生活しているかということに対して、地図上の線は無関心である。かつて近世社会において、「村」が「百姓」という身分に規定された社会集団であり、「町」が「町人」という身分に規定された社会集団であったことと、それは大きく異なっている。／ 第三に、**同心円はそのおのおののレベルに応じて固有の特性を持つと同時に、それらをつらぬく共通の性格を持つ**。たとえば、日本一国レベルには帝国議会があり、府県には府県会があり、市町村には市町村会がある。いずれのレベルでも選挙によって選ばれる議員がいて、その予算を審議するのである。そして、それぞれのレベルにおいては、たがいに境界を接する単位は、基本的に同一のシステムによって成り立っている。A村とB村の議員の選ばれ方は「町村制」という全国法令によって規定されており、基本的には同一の方法で選挙がおこなわれる。その方法に食い違いがないように、町村制の施行にあたって周到な準備とすり合わせがなされたことは、前章で見たとおりである。それぞれの同心円は、モジュール化されているのである。

今日、政治学者や行政学者たちは、こうした秩序を、「中央－地方関係」という言葉で表現する。本書がたどってきた明治前期の新しい秩序の形成過程は、いわば、「**中央－地方関係**」というものが誕生するプロセスであった、ということができよう。注意しなくてはいけないのは、「中央－地方関係」なるものが、超歴史的に、太古の昔から存在するわけではない、ということだ。幕府と藩の関係は、政府と府県の関係とはまったく別の性格のものだ。それは一定の歴史の所産であり、**モザイク状の世界が同心円状の世界に作り替えられたときにあらわれる、政治権力の相互関係のこと**なのである。

（『町村合併から生まれた近代日本』 P191）

明治政府の貧民対策－明治7年、恤救規則制定

明治政府は貧民対策として明治7年に現在の生活保護制度の原型のような恤救規則を制定しました。この制度の特徴は、「独身老幼廢疾疾病等ニテ何等ノ業モ為ス不能事實赤貧ニシテ曾テ他ニ保育スル者モ無之全ク無告ノ窮民(※身寄りのない貧困者)而已(のみ)ニ限ルヘシ」というきびしい制限主義であり、それは「明治政府は絶対主義的富国策の遂行上、何よりも優先して殖産興業策をとり、資本の源始蓄積を阻害するような公的救済をなるべく低位におかんとしたから」です。そして「救済を地域共同体に期待」するものでした。それは「惰民観、即ち貧困原因を個人的倫理的理由に帰せしめて」「被救恤的窮民が倫理的には生産に従事できない惰民として取扱われ、論理的には富国策と両立しないものとして制限を受けた」ものでした。

以上をごく簡単に言うと、「独身」というのは、結婚していないという意味ではなく、身寄りが全くないということで、かつ病気などで働けない人、70歳以上の人、13歳以下の孤児のみが救済の対象になるというものです。

恤救規則(じゅつきゅうきそく)明治7年太政官第162号達 施行: 1874年(明治7年)12月8日
 濟貧恤窮ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設ヘキ筈ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置委曲内務省へ可伺出此旨相達候事

恤救規則

- 一極貧ノ者 獨身ニテ廢疾ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者 ニハ一ケ年米壹石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ
 但獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身廢疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一同 獨身ニテ七十年以上ノ者 重病或ハ老衰シテ産業ヲ營ム能ハサル者 ニハ一ケ年米壹石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ
 但獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一同 獨身ニテ疾病ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者 ニハ一日米男ハ三合女ハ二合ノ割ヲ以給與スヘシ
 但獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身病ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一同 獨身ニテ十三年以下ノ者 ニハ一ケ年米七斗ノ積ヲ以給與スヘシ
 但獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事

「第二」として挙げられている「人民相互ノ情誼」は、村請制から個人の地租金納になったことで、期待できなくなっていました。

二 恤救規則の性格 —前略— / 第一に救済対象を「無告ノ窮民」として捉えたことである。前章でのべたごとく、本期の貧困の意味するものは、その原因は単に個人的理由ばかりでなく、社会的或いは政治的理由からも招来されているのである。しかし八年の「窮民恤救申請調査箇条」にみられるように、「恤救規則ニヨル可キモノハ**独身老幼廢疾疾病等ニテ何等ノ業モ為ス不能事實赤貧ニシテ曾テ他ニ保育スル者モ無之全ク無告ノ窮民**(※身寄りのない貧困者)而已(のみ)ニ限ルヘシ」というきびしい制限主義にたっている。そして老齡廢疾者の場合すらも、労働不能確認の調査を要求しているのである。このようなきびしい制限主義は、明治政府は絶対主義的富国策の遂行上、何よりも優先して殖産興業策をとり、資本の源始蓄積を阻害するような公的救済をなるべく低位におかんとしたからである。しかしより重要なことは岩倉具視その他にみられる惰民観、即ち貧困原因を個人的倫理的理由に帰せしめて、社会的政治的理由にまで昇化せしめなかつたからである。このような惰民観をとる以上は法律的救済よりも、より道義や倫理による情誼性が高調されるのは当然である。

第二に恤救規則が前書でうたっている「人民相互ノ情誼」とは、共同体的性格の救済と考えてよかろう。これは幕藩封建制上の救済的性格を継受するものである。「人民相互ノ情誼」の内容としては村共同体的救済の重視、家的扶養の重視、共同体上の個人的道義による救済の重視の三点が考えられる。これらは恤救規則による公的救済の前提条件となるものである。/ —中略— /そしてこれはまた恤救規則の救済対象を本籍或いは寄留地に限ったことにも相通じている。それは貧困という社会不安をもたらす現象の移動を恐れて、共同体の中に緊縛しようとしたためでもあるが、また救済を地域共同体に期待したためでもある。次に家的扶養は家族共同体の重視であって、戸籍のない者は恤救規則の対象にはならない。 / —中略— / 次に「人民相互ノ情誼」は、共同体上の個人の道義心に深く期待をしていることである。 / —中略— / これらの慈善は共同体上の人倫観に基く志士仁人的救済を意味するもので、主として儒教的系譜から出発しているものである。この志士仁人意識は宗教の持つ愛善や慈悲とも異って共同体的性格が強く、共同体の枠の中でこそ犠牲奉公的精神によって救済活動をするが、共同体を離れた自由なヒューマニズムに基づくヴォランティア・アクションを志向しているのではない。 / —中略— / 次に富国強兵、殖産興業策をとる明治政府は、恤救規則施行に際し極力注意を払ったのは、要救恤者の稼働能力の有無である。「窮民共職業ニ基キ、御救育御趣旨」というように、救済事業に対しては強い授産主義をとって臨んでいる。資本蓄積過程における阻害者としての救貧事業という論理をとる以上、救貧がきびしい制限を受け、これに対して地租確保の上から、自然災害による貧困等がややましな待遇を受けるのは必然的な結論であった。被救恤的窮民が倫理的には生産に従事できない惰民として取扱われ、論理的には富国策と両立しないものとして制限を受けたのであった。

恤救規則以前の救済一村請制(五人組)を前提

明治7年に恤救規則が出来る前、明治5年にもそれと同様の規則が出来ていました。こちらは五人組という村内のつながりを前提にしています。その考え方が、明治7年のものにも納税制度の変化にもかかわらず引き継がれたのです。

村落内貧困は、鰥寡孤独疾病および障害、あるいは災害による貧困は前の時代と変わらないが、

惣百姓之内並外之渡世をいたし候小商人日用取御家やもめ漁師等ニ至迄困窮ニ而相衰若渴命ニ及候者と小商人・日雇にまで貧困対象が拡大されたのも注目される。また墮胎間引、あるいは捨子の禁止も変らなかった。

貧困の深まりが人心の退廃を招くのも幕末の特徴である。それは賭博に最もよく現われる。

—中略—

明治維新後も五人組制が編成されている。そのうち最も著名なのは、1872（明治5）年学制発布以後にできたと思われる「明治年間五伍之法」（『集』1689—96頁）で、そこには従来の五人組規程の整備と、儒教的教化的観念論から脱しようとする点もみえる。その中から貧困関係の条項を抽出すれば、

一、五伍組合ハ一家親族ノ如ク親陸交結シ吉凶相勧助シ鰥寡孤独廢疾及ヒ盜賊水火等ノ災害ヲ協力救助スヘキ事

一、棄児墮胎ハ貧窮ニシテ多子ニ苦シミ或ハ不謂情欲ニテ懷胎分娩ヲ愧チ不義ヲ掩ハソトスルノ情ヨリ意ニ倫理ヲ誤ルニ至ラン 実ニ不容易事ニ付五伍及ヒ組合申合せ旧弊ヲ改洗シ貧困ノ者ハ救助養育ノ便ヲ得セシメ心得違ノ者等無之様互ニ注意可致事

の二項は棄子養育米規則や、やがて公布される恤救規則との法的関係で注目される。このほか凶年飢歳に対する非常の備、脱籍破産者等の救助、乞食の一掃、行旅病者死亡者の取扱い、あるいは賭博・人身売買の厳禁等、やがて明治国家の手で法制化される諸項を含んでいる。その意味で条文の整序・平易化も含めて、明治維新时期法制化への過渡的産物といえよう。しかしまた統一国家の社会的基盤としての五人組編成という感もあり、早くも共同体温存のまま、新しい国家体制に移行を試みようとする萌芽もみられる。

むろん上述の説明は、成文法として五人組制に現われた貧困関係をみたのであるが、柳田国男が指摘するように、またさまざまに「可なり適確なる不文法」（『日本農民史』56-7頁）の対象としての貧困者も、村落内に存在していたであろう。そして五人組にみえる貧困関係の成文も、村落内の相互扶助的連帯がある程度行なわれていたからできたという一面も否定できない。

（『日本貧困史』P116. 吉田久一. 川島書店. 1984）

明治10年代後半に続出する身代限り(破産)

年貢の村請制から金納地租への変更は、明治14年に政府がインフレを抑えるために松方デフレと呼ばれる政策に転換したことで、米価の下落を招き、明治14年には収穫に対する地租の割合が15.7%だったのが、17年には34.1%と倍以上になりました。この結果、地租を払えない農民が続出し、その「身代限り—破産」は明治14年の3倍以上になりました。

政変前年の1880年に大隈重信は、工場払下概則を制定した。西南戦争以来、膨張しきった政府の財政は、政府紙幣と国立銀行による不換紙幣の発行によって激しいインフレーションを生んだ。そこで物価上昇の抑制の必要を認識した大隈は、政策の転換を図ろうとしていた。しかしこの政策は大隈の手によってではなく、政変後に大蔵卿に就任した。松方正義の手で実行されることになった。／政策転換の骨子は、日本銀行の設立による発券の集中と兌換制度の確立を目指すものであり、通貨信用制度の抜本的な見直しにより、インフレを収束させ、財政基盤を安定させようとしたのである。ただし、民権運動で緊張する国内情勢を配慮し、軍事費は削減されず、軍事費比率は1880～83年に18～19%、1884～1888年に24～25%と財政支出に占めるウェイトは上昇した。↘

第2-4表 水田反あたり収穫米における国家取り分

年	M14		M17				M21	
	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888
地 租	10.9	12.6	17.6	24.0	14.9	15.9	16.2	10.5
同付加税	4.8	5.9	7.9	10.1	5.6	5.6	5.2	3.7
計	15.7	18.5	25.5	34.1	20.5	21.5	21.4	14.2

出所) 丹羽邦男「地租改正と農業構造の変化」楫西光速編『日本経済史大系5 近代(上)』東京大学出版会, 1965年, 272頁。

第2-5表 松方財政期の農民破綻＝「身代限り」

年	破産件数 (件)	債務額 (千円)	1件あたり 債務額(円)	一人あたり債務額比率(%)		
				～50円	50～500円	500円超
1878	9,521	1,984	208.4	62.5	31.5	6.0
M14 1881	7,196	1,049	145.8	67.1	29.2	3.7
1882	10,107	1,624	160.7	61.0	34.3	4.7
1883	19,068	3,542	185.8	51.8	41.2	7.0
M17 1884	22,645	4,713	208.1	49.4	42.6	8.0
1885	10,181	2,874	282.3	47.4	44.1	8.5

出所) 日本銀行調査局編『日本金融史資料 明治大正編』第16巻, 1957年, 773～775頁より作成。

(『日本経済史』P81. 武田晴人. 有斐閣. 2019)

インフレ対策としての松方デフレは農民の破産という結果を招いた

▽ 結果として、紙幣発行残高が減少するとともに1881年に銀1円を得るのに紙幣が約1.7円分も必要という紙幣価値の暴落が86年までに解消し、紙幣価値の安定が実現した。約20年の試行錯誤を経て通貨信用制度はようやく落ち着いた。

寄生地主制度の形成 このような急激なデフレ政策の展開は、農民たちの経済状態を大きく揺さぶることになった。第2-4表に示しかように地租改正の時点で政府が想定していた農民の租税負担34%は、81年には15%にまで低下していた。物価の上昇と租税負担の低下は意欲のある農民にとっては経営拡大の絶好の環境であった。そこには、農民的な小経営の発展の可能性が十分に広がっていた。／ 1870年代後半に、自由民権運動が士族民権から豪農民権へと展開したといわれている背景には、上層の農民層のこのような経営的発展があった。彼らは、自らの利害を主張し経済政策に反映しうるように政治への参加を求めている。それが民権運動への豪農層の積極的な反応をもたらした。／ ところが、デフレ政策への転換は、農民的な小経営の発展を可能にするような条件を一変させた。その点は、租税負担率の変化に端的に現れた。それは、1884年には34%にまで再度上昇し物価下落とあいまって、農家経営を破綻の危機に陥れたからである。／ 金納地租という制度的な条件とデフレによる米価下落によって、農民の負担は大幅に増大した。軽減されていた地租の重圧が再現した結果、大量の地租滞納者が発生し、1883～84年には3万3854人、1884～85年には10万8055人に達したと記録されている。このような地租の滞納によって1883～89年の6年間に4万3207町歩の土地が滞納処分された。1町歩は約1haであるから、432km²となり、この面積は東京都23区全体の7割に当たるほどの広さであった。／ この滞納処分が意味していたのは、地租滞納額10.3万円に対して、滞納した農民が失った土地代金が155.4万円に達したところに如実に現れていた。こうしてわずかの地租滞納のために多くの農民が、彼らの命綱ともいべき土地を手放すことになった。それは農民たちの経営的な没落に拍車をかけた。／ 農民たちの生活難は、第2-5表に示されている「身代限り」＝破産者の数の増加やその負債額の増加からも読みとることができる。金額的にみて、50～500円層が増加するというかたちで、中層の農民たちも含めて全般的に没落の危機に瀕したことが示されている。／ こうして土地を手放さざるをえなくなる農民が増大するなかで、高利貸し・商人・地主などによる土地の集積が進んだ。デフレのなかで土地価格が低下したことが、土地を有利な投資対象に変えた面もあるが、実際には、そうした積極的な土地購入というよりは、質流れによって上地が受動的に高利貸資本へと集中された面が強かった。（『日本経済史』P80. 武田晴人. 有斐閣. 2019）

負債農民騒擾とユートピアを 求める民衆

松沢氏は松方デフレ下の破産を養蚕業農家の場合で土地を失う農民を考察しています。このような状況は近世の大和でも生じていました。大和では多肥である棉作が盛んに行われ、農民は土地を担保に金肥を綿商人から仕入れ、収穫後に綿代金からその分を引くという形で経営していました。ところが綿が不作の場合は、肥料代の支払いが出来なくなり、土地が綿商人のものになります。中山家も綿屋、質屋としてこのシステムのなかで土地を集積したと考えられます。

民衆にとっては、近世社会の解体によって社会が流動化し、経済的にも不安定な時代をどのように生き延びるかが重要であった。こうした問題が表面化したのが、1881(14)年に始まる松方財政によるデフレーション、いわゆる松方デフレ期であった。松方デフレ以前のインフレ期に、特に輸出産業である養蚕業に従事する農家の中には、借金によって経営規模を拡大しようとする者もいた。このとき、上地を担保として差し出し、金を借りることになるが、松方正義の大蔵卿就任によって、財政政策が急転換し、一転して景気がデフレに転じたため、借金が返せなくなったのである。借金が返済できなければ、担保となっている土地は、債権者の手に渡ることになる。こうした状況に置かれた負債農民は、債権者や府県・郡役所などに、返済の猶予や、長期(30年や50年)にわたる年賦払いでの返済、いったん質流れになった土地の返還などを求める運動を起こした。これを負債農民騒擾と呼んでいる。負債農民騒擾の中には、少人数が一時的に集まって債権者と交渉したという小規模なものから、武装蜂起にいたった1884(明治17)年11月の秩父事件のような大規模なものまで、さまざまなものが含まれるが、1883年から85年の間に、全国で少なくとも64件の記録が、現在まで残されている。実際には、これを上回る件数であったと思われる。時期をみると1884年に45件が集中している。この年はデフレによる不景気が最も激しかった年である。地域別にみると、群馬県、埼玉県、神奈川県、静岡県で比較的多数の事件が起きている。これらの地域で養蚕業が盛んであったことが背景にある。(『日本近代社会史』P81)

そして困窮した民は「ユートピア幻想」の中にその救いを求めていきます。松沢氏が例として示すのが秩父事件です。

民権運動と負債農民騒擾が共振する余地がなかったわけではない。そうした観点から注目されてきたのが**秩父事件**である。秩父事件の要求事項は他の負債農民騒擾と同様、債務返済の延期を求めるものであるが、大規模な武装蜂起に踏み切った点で、他の事件とは隔絶している。そうした蜂起にいたったきっかけとして、運動の組織者に自由党員が存在しており、**蜂起した人々は、「板垣公」や「自由党」が自分たちの苦境を打開してくれるに違いないと考えていた**ことが指摘できる。実際には、秩父で蜂起が起きた1884(明治17)年11月には、自由党はすでに解党を決定していたのだから、これは**一種のユートピア幻想**である。しかし、不安定な時代に安楽で安定した将来を待望する民衆の期待と、「私立国会」論のような、新しい社会秩序を自分たちの手で作り上げるという愛国社-自由党系運動家の論理が共振し、民衆のユートピア実現の希望が民権運動に投影されることは、他の地域(秋田県の「秋田立志社」、愛知県・岐阜県の「愛国交親社」)でも確認できる。民権運動と、負債農民騒擾のような民衆運動は、身分制社会の解体状況という不安定な時代に生まれた運動という点では、共通の土壌をもっていたと言えよう。(『日本近代社会史』P84)

丸山教、天理教にみるユートピア実現への期待

秩父事件では「『自由党』が自分たちの苦境を打開してくれる」と信じて農民が蜂起しました。丸山教み組では「信仰の厚い者、神に金や無駄な財産を献納した者は天へ昇り幸福に永遠の生命を得られる」と信じた農民が「納税拒否・徴兵忌避・小作地返還などの動き」をし、警察の説諭、丸山教本部の取り締まりが行われました。

丸山教み組事件と呼ばれる動きがあった遠州は、天理教の諸井国三郎が講元の遠江真明講〈のちの山名大教会〉の活動範囲と重なります。また、天理教祖中山みきも明治17年、19年頃に警察での取り調べや当時所属していた神道大神教会の上部組織である神道本局の調査を受けています。また、天理教史を天理大学で教えていた高野友治氏は、地方教会での講演などの時に、明治10～20年代の信者は、天理教を信仰すれば、世直しの後に転輪王の世が実現し、幸せになれると信じたという話をしています。天理教の当時の神名は「てんりんおう」です。

み組事件 丸山教の世直しの性格については、すでに安丸良夫、ひろた・まさき「『世直し』の論理の系譜－丸山教を中心に」に先駆的な研究がある。世直しの想念は天理教の「おふでさき」などにも内包されているが、社会的な事件にまで噴出したのが丸山教のみ組事件で、今日知られている唯一の事例となろう。この事件の全容をまだとらえることはできないが、概括すればつぎのようなものであったらしい。

丸山教の信徒が所属する組は「いろは」の名称がつけられているが、なかでも西ヶ谷平四郎が率いるみ組は最大の人数を誇り、静岡・長野の両県に圧倒的に多かった。**松方財政による苛烈なテフシ進行下で、み組の農民は終末を予感し世直しを望んだ。**それによれば、近く天地壊滅して泥海の世界となり人畜はみな死ぬが丸山教の信徒のみが救われる、救済後の清良な世の中では丸山信徒が政治をにぎり「貧富平均の御仕法」が行なわれる、というようなものであった。飯田では「今に日本は天皇の御代は廃れて丸山講の世となり、髪も長くして昔の様になり人民は楽しい日を送ることができること、**信仰の厚い者神に金や無駄な財産を献納した者は天へ昇り幸福に永遠の生命を得られる**と宣伝」された。終末観と世直しへの願望が結合するとき、この世の政治は否定される。農民たちの間に納税拒否・徴兵忌避・小作地返還などの動きが顕在化した。み組長西ヶ谷平四郎の下には多額の軍用金が集められ、刀も蓄えられていたという言い伝えを、私も調査先で聞いた。静岡では、丸山信徒の動きが、別に展開していた「借金党」と結合する場合もあったようである。戸長・警察の説諭がひんぱんに行なわれ、拘留される信徒も出た。み組事件は1884(明治17)年から87(明治20)年にわたるが、87年9月のみ組栗原教会搜索、続く西ヶ谷ら重立の逮捕、同教会の廃止、丸山教本院の取締声明(9月24日)などで結末を迎えたようである。

み組事件とは何であったか。それは、農民の信徒からすれば丸山教の救済思想と負債返弁騒擾が結合したものである。内的観念としての救済思想、生活者としての負債返弁、この両者は農民信徒の一身に固く結合されていた。(『自由民権革命の研究』P47. 江村栄一. 1984. 法政大学出版局)

天理教の布教は明治10年代後半から関西以外の地へ伝えられ始めたようです。明治21年の公認以後は教会も出来てきます。

明治27年度末の府県別

	東 京 府	神 奈 川 県	埼 玉 県	千 葉 郡	茨 城 県	群 馬 県	栃 木 県	
22 年	3							
23 年	2			1				
24 年								
25 年	2		4	3	1	2	1	
26 年	4	2	2		1	1	1	
27 年	6	10	6	3	1	5		
計	17	12	12	7	3	8	2	61

『天理教伝道史Ⅶ』P9

天理教の信仰がいつごろから関東地方に入ったものか、普通には、東大教会の初代会長上原佐助氏が、明治18年9月に東京で布教したことをもって最初としている。／ だが、その前の同年4月に山名大教会初代会長諸井国三郎氏が、埼玉県に布教し、今の埼玉分教会の種子をおろしている。そうすると諸井氏をもって最初とすべきように思う。ところが、上原佐助氏の入信は、明治12年で、その後商用で、たびたび東京に出ている。このとき、天理教の話をお話しているものかどうか。このことは、はっきり推察出来る資料はないけれども、明治18年9月東京に布教するや、たちまち浅草新吉原－いわゆる吉原の廓内に信仰が盛んになったこと、それに大島屋大野伝兵衛氏とは、布教以前において懇意であったと思われる点から考えて、明治18年以前において、天理教のお話を伝えているもののように思われるのである。／ また諸井国三郎氏の入信は明治15年の秋で、これににをいがけたのは大阪真明組の信者吉本八十次氏である。吉本氏は前年来、東京に出て働き、大阪へ帰る途中、たまたま諸井氏方に寄って道を伝えたものである。そうすると、吉本氏在京中に神様のお話を伝えていなかったかと考えられるのである。／ 諸井氏も商用で、東京へはたびたび出ていた。明治17年には、長女のたま女を群馬県の富田製糸工場に入社させるために送って行き、その往復の途次、東京に寄っている。この間、神様のお話を伝えていたといわれる。

又、大和の人・鴻田忠三郎氏は、明治15年に新潟に布教（今の新潟大教会のはじまり。名古屋大教会の初代近藤嘉七氏も、このとき幼時でコレラにかかったところを助けられたという）し、明治16年1月新潟を去り、東京を廻って大和へ帰って来ている。この途次、関東・東京において、神様のお話を伝えたということはなかったか、このことも考えられる。／ また明治16年に、京都北白川の人・中野政治郎氏が東京に布教し、一旦京都に帰り、翌17年母のまつ女・妹のうめ女を連れて、東京麻布で布教していたといわれる。中野氏は明治18年か19年に、上原佐助氏の許で一しょに布教さしてもらっている。／ とにかく、そのように考えてみると、関東の伝道の最初を上原佐助氏にすることは、いささか躊躇させられるところであるが、しかし、布教の実績という点においては、何といたっても上原佐助氏から、天理教の関東の伝道史は書きはじめねばなるまい。（『天理教伝道史Ⅶ(関東地方編)』P3. 高野友治. 1968. 天理教道友社）

明治20年代に爆発的に勢力を伸ばす天理教

天理教は明治20年に教祖が亡くなった後、21年に東京府で神道本局内の教会として公認されると、全国に布教師が展開し、発展していきます。現在の天理教団ではその発展を村上重良氏の表現を借りれば「呪術的な現世利益」である「おさづけ」による病直しの「不思議なたすけ」の結果であるとなりますが、実際は困窮していく庶民の心情にその救済教義が受け入れられたことによるものと思われます。天理教の教理史的なものから考えると、明治20年代に「呪術的な現世利益」の行為である「あしきはらひのさづけ」が行われていたかどうか、かなり疑わしいのです。

教祖の死の翌年4月、教団は本部を一時、東京下谷北稻荷町におき、東京府にねがって神道本局六等直轄教会として公認され、7月本部を旧にもどした。当時布教師は400余名であったが、この合法化を経て天理教は、憲法発布から日清戦争にいたる時期に、本席、新治郎、高安分教会長松村吉太郎らの指導下で第一回の大発展をなしとげた。教勢は近畿を中心に全国的な規模で拡大し、資本主義成立期の農民・小市民の間に、呪術的な現世利益と強烈な救済の教義によって浸透していった。91年（明治24）には道友社が設立され、「道の友」発刊により出版物による布教が活発化した。この時期には教団の権力への妥協が意識的に進められ、布教における教説にも、帝国憲法・教育勅語による天皇制の宗教的權威の確立と反動化に対応する後退が露骨化した。明治10年代からこの時期にいたる教勢発展は、山陽、四国、北九州、近畿から東京に展開した金光教、福岡県小倉から興り東京に及んだ法華信仰の神道化した蓮門教、関東・東海地方を地盤とする富士信仰系の丸山教など一連の民衆宗教の急激な発展と平行していた。

94年（明治27）教師は13,000余、教会は760に達し、日清戦争が起るや本部は一万円の献金を行って政府への忠誠を表明した。しかし政府は天理教の急激な発展を危険視し、さらに打撃を加えることによってその権力への屈従・奉仕を確実にする必要を感じていた。96年（**明治29**）には、秋田県を最後に、沖縄を除く全国各府県に教会が設置され、10万人の参拝人を集めて教祖十年祭が行われた。内務省は4月、「近来天理教ノ信徒ヲ一堂ニ集メ男女混淆動モスレバ頗チ風俗ヲ素ルノ所為ニ出デ或ハ神水神符ヲ附与シテ愚昧ヲ狂惑シ遂ニ医薬ヲ廢セシメ若クハ妄リニ寄附ヲ為サシムル等ソノ弊害漸次蔓延ノ傾向有之、之レヲ今日制圧スルハ最モ必要ノ事ニ候……」との**秘密訓令**を発した。これに呼応するように、天理教の発展により地歩を脅かされていた東西本願寺はじめ仏教各宗、さらには国家主義的な神道団体等々から天理教への非難・批判が激しく加えられた。（『近代民衆宗教史の研究. 第二版』P156. 村上重良. 法蔵館. 1963）

現行のさづけは「てをどりのさづけ」、もしくは「あしきはらひのさづけ」といわれるもので、病む人に取り次いで身上回復のご守護を願うものです。／ 親神様は取り次ぐ者と取り次がれる者の心の真実をお受け取りくださって、どのような不思議なたすけもお現しくくださいます。／ 「さづけの理」は、九度の別席順序を運んで心を洗い立て、たすけ一条を誓って願い出るところにお授けくださいます。（『ようぼくハンドブック』P44. 天理教道友社編. 発行. 2002）

金不足を招いた日清戦争 —明治29年内務省訓令発令の理由—

明治27年から28年の日清戦争を境として、歳出総額は3~4倍に、軍事費は5倍に増えました。それだけ政府はお金を必要とすることになりました。これは天理教にも影響を及ぼすことになります。

表10 軍事費の増大

年 度	歳出総額	軍 事 費	比 率
	千円	千円	%
明治26	84,581	24,822	27.0
27	78,128	20,662	26.5
28	85,317	23,536	27.6
29	168,856	73,248	43.4
30	223,678	110,542	49.4
31	219,757	112,427	51.1
32	254,165	114,212	44.9
33	292,750	133,113	45.5
34	266,856	102,361	38.4

(日本統計研究所編『日本経済統計集』より)

『庶民のみた日清・日露戦争』P79.大濱徹也.
刀水書房.2003

日本の中央政府の財政規模が、一気に拡大するきっかけとなったのは、1894(※明治27)年から95年にかけて、日本と中国とのあいだに日清戦争がおり、日本が勝利したことです。日本は、これによって、植民地として台湾を領有することになりました。そして、重要なことは、約三億円にあたる賠償金が、中国から日本政府に支払われたことです。日本政府の財政にしてみれば「ボーナス」のような収入がもたらされたわけです。日清戦争以前、日本の中央政府の財政規模は毎年8,000万円前後を推移していましたが、戦後は一気に2億円をこえます。

ところが、ボーナス的に収入があったからといって、それが人びとの生活のためにつかわれたわけではありません。日本政府が最優先したのは、新しい軍艦の建造など、軍備の増強でした。日清戦争の結果、日本は東アジアでの軍事的な存在感を増しました。それは欧米諸国の警戒を招きました。日中のあいだの条約では、中国の遼東半島が日本の領土となる予定でしたが、フランス、ドイツ、ロシアが日本政府に圧力をかけて、遼東半島を中国に返還させました。いわゆる「三国干渉」です。このように、日本に対する警戒感が高まるなかで、日本政府は、次の戦争に備えて軍備を増強することを最優先にしたのです。

その次にくるのは、軍事力をささえる産業や交通・通信網の整備です。日清戦争の賠償金で官営八幡製鉄所が建設されたことはよく知られています。また、鉄道網や電話網の整備も進められました。

結局、日本は、賠償金を手に入れたものの、戦争に勝利したことによって新しい国際環境に直面することになりました。それに対応するためには、賠償金の額を上回る出費が必要になってしまったのでした。結局政府のカネは足りなくなりました。(『生きづらい明治社会』P81.松沢裕作.岩波ジュニア新書.2018)

軍事費の増大は増税を招いた

軍備のための増税を進める政府にとって勢力を拡大する天理教の募金「お供え」は本来税金として入るべきお金が他に流れるものとして認識されたのではないのでしょうか。内務省(秘密)訓令には「金銭募集ノ方法ニ付テハ最モ注意ヲ周密ニシ」とあります。

(P67) 日清戦争の講和条約は、明治28年(1895)4月17日、下関の地で伊藤博文と李鴻章との間で締結された。条約の主たる内容は、次のとおりである。

一、朝鮮の独立(第一条)／二、**遼東半島**・台湾全島・澎湖列島の割譲(第二条)／三、賠償金庫平銀2億両(約3億円)の支払(第四条)／四、通商航海条約の締結と最恵国待遇条款の確立(第六条)／五、条約施行の担保として威海衛の一時占領(第八条)

4月13日、ロシア・ドイツ・フランス公使は、外務省に林董外務次官を訪れ、各々口述覚書を述べた。

露国皇帝陛下の政府は、日本国より清国に向て要求したる講和条件を査閲するに遼東半島を日本にて所有することは啻(ただ)に常に清国首府を危ふするの恐あるのみならず是と同時に朝鮮国の独立を有名無実と為すものにして右は将来極東永久の平和に対し障碍を与ふるものと認む因て露国政府は日本皇帝陛下の政府に向て重ねて其誠実なる友誼を表せむが為め茲に日本政府に勧告するに**遼東半島を確然領有することを抛棄(ほうき)**すべきことを以てす (『蹇蹇(けんけん)録』-※外務大臣陸奥宗光が執筆した外交記録)

この三国干渉は国民を動転させ、齒軋(はぎしり)させた。 —中略—

(P78) 明治28年(1895)5月10日、天皇はロシア・ドイツ・フランス三国の「友誼上の忠告」をいれ、遼東半島を還付することを国民に告げ、時勢の大局をみて国家の大計を誤ることのないようにせよとさとした。遼東半島の放棄は、すでに5月4日の閣議で決定され、5月5日にはその旨が三国公使に通告されていたにもかかわらず、10日まで国民に知らされなかったのである。それは、三国の干渉に対する怒りが、広く日本全体にみなぎっていたのを配慮したからにはほかならない。 —中略—

まことに、ロシア何するものぞというこの気概こそが、遼東還付後は、「臥薪嘗胆」を合いことばにロシアに抗しうる力を求めて邁進させたのである。「臥薪嘗胆」は、三宅雪嶺が新聞『日本』にかかげた論説によって時代の声となったもので、薪のなかに臥して身を苦しめ、胆をなめて報復を忘れまいとした中国の故事がかたるように、復讐の志をいだいて成功を期すべく艱難辛苦することに托し、来たるべきロシアとの戦争に対する覚悟を問うたものである。ここに政府も、たくみにこのような風潮にのることで、否むしろ「臥薪嘗胆」というようなことを積極的に説くことにより、新たなる軍備の拡大を推進した。それは、力こそが正義であるという認識にもとづくもので、「主権線」である朝鮮を維持し、「利益線」である満州への進出をはかるのに十分な軍備を築くため、「戦後10年計画」を実施することであった。

明治29年(1896)1月、第九議会は陸軍を7個師団から13個師団へ増師する陸軍拡張計画と、113隻26万5000トンの艦艇を建造するという海軍の計画を承認した。こうして、**軍備の拡大が年ごとに推進されるなかで、はかりしれない増税が、民衆の肩にかけられた**のである(表10)。(『庶民のみた日清・日露戦争』P67、78. 大濱徹也. 刀水書房. 2003)

政府による天理教への対応－明治29年内務省訓令－

天理教は、日清戦争が起こった明治27年に、教師は13,000余、教会は760に達し、同29年の教祖10年祭には、奈良の本部に10万人が参拝しました。この頃天理教の信者は300万いたとの説もあります。政府は天理教の急激な発展を危険視し、明治29年4月に内務省訓令(秘密訓令)が出されます。天理教団は宗教的な祭式形式の変更でそれに対応しますが、政府の取り締まりの中心は「紊リニ寄付ヲ為サシムル」であり、その対策として「殊ニ金銭募集ノ方法ニ付テハ最モ注意ヲ周密ニシ、且其ノ状況ハ時々報告スベシ」という点にあったのではないのでしょうか。訓令が「金銭募集ノ方法」を問題にしているのは、天理教への寄付によって民間の富が国の殖産興業策による富国強兵政策につながらないことに対する対策であったと思われます。

明治29年4月6日に政府は、天理教の取り締まり強化のために、内務省訓令（一般に秘密訓令と言われた）が発せられ、その結果、以下5点の変更が行われた。

1. 「おつとめ」は、第1節を除き第2節と第3節のみとする。
 2. おつとめるとき「かぐら面」は神前に据えて行う。
 3. おつとめは男子だけで勤める。
 4. おつとめの「鳴物」は、男子だけとし、女子の分は改器なるまで見令わせること。
 5. 守札を神鏡に改める。
 6. 「天理王命」の神名を「天理大神」と改称する。
- (『改訂天理教事典』776頁)

訓令に対する当時の資料は公開されていないようです。上の内容は後の時代に整理されたもので、明治29年時のものと同一かどうかは疑問のあるところです。

参考までに、内務省訓令甲第12号と、それにもとづいて出された大阪府令を掲げておく。

「近来天理教ノ信徒ヲ一堂ニ集メ、男女混淆動モスレバ輒（すなわ）チ風俗ヲ紊ルノ所為ニ出デ、或ハ神水神符ヲ付与シテ愚昧ヲ狂惑シ、逐ニ医薬ヲ廢セシメ、若クハ**紊リニ寄付ヲ為サシムル**等、其ノ弊害漸次蔓延ノ傾向有之、之レヲ今日ニ制圧スルハ最モ必要ノ事ニ候条、将来ハ一層警察ノ視察ヲ厳密ニシ、時宜ニ依ツテハ公然会場ニ臨ミ、若クハ陰密ノ手段ヲ以テ非行ヲ抉摘シ、其刑法警察令ニ触ルルモノハ直チニ相当ノ処分ヲ為シ、又其ノ然ラザルモノハ、必要ニヨリテハ祈禱説教ヲ差止メ、若クハ制限スル等臨機適宜ノ方法ヲ用ヒテ、其取締ヲ嚴重ニシテ**殊ニ金銭募集ノ方法ニ付テハ最モ注意ヲ周密ニシ**、且其ノ状況ハ時々報告スベシ、尚神仏各宗派ニシテ禁厭祈禱、風紀並ニ寄付金ニ関シ天理教会ニ譲ラザル弊害アルモノモ可有之、是亦同様ノ取締ヲ為スベシ」

・明治29年6月15日大阪府令 / 「教会所並ニ説教所ニ於テ停止ノ条項 / 神仏教会所及説教所ニ於テ左ニ掲グル条項ヲ禁ス一、祭典執行並ニ説教開筵ニ際シ、参集ノ男女ヲ混席セシムル事 / 一、神殿並ニ仏堂ヲ設ケ賽銭箱ヲ置キ或ハ鈴、鯛口等ヲ掛ケ平素衆庶ヲシテ参拝セシメ社寺ニ模擬スル事 / 一、病者ニ対シ、医薬ヲ停メ、又ハ供水ト称シ之ヲ飲マシムル事 / 一、祭典仏事等ヲ行フニ際シ、狼雑ナル遊器（三味線、琴、胡弓）ノ類ヲ用フル事 / 一、**信徒ニ対シ、金銭ヲ貪ル事**外ニ

一、管内ニ於テ十ヶ所以上分教会（支教会及出張所ノ名称アルモノハ分教会ト見倣ス）アル教会ニ於テハ取締人ヲ置キ、常ニ不都合ナカラシムル事 / 一、神楽ノ体ハ成ヘク賤劣ナラザル様スベキ事」（『天理教事典第三版』P813）

昭和の「革新」時の対応

明治29年の内務省訓令に対する天理教側の当時の対応文書は公開されていないようなのですが、昭和13年11月4日に天理教管長中山正善が文部省に召喚されてから生じた「革新」の動きについては文部省の指示内容、それに対する教団の上申書、そして上申書に基づく教内への指示としての「諭達第八号」が『天理教青年会史』に掲載されており知ることが出来ます。その中の「諭達第八号」には、「第二項目には『不当醸金医薬妨害等の非難を招くがごとき言動』は厳に慎むべきとの文言もあることから分かるように、現場での『おたすけ』にまつわる不穏当な部分の改善も目指されていた」（「治安維持法体制下の天理教—大正後期から昭和初期の時局対応の言説をめぐって」P47.金子昭『天理大学おやさと研究所年報28』.2022）のであり、この部分は内務省警保局編『昭和14年中における社会運動の状況』の中の「天理教の改革状況」に「（六）教信徒より財物を醸出せしむるに当り、無理ありて其の私経済を破壊せしむる事実及其の非難多し、布教及教団の運営に就ては此の点に充分に考慮を加へ加善すること（『天理教青年会史4』P207）」とあり、政府から求められていたことの対応です。実際に教団がどのようにしてこれを実行させようとしたかは不明ですが、教内の献金が問題になっていたことは確認できます。また、「上申書」にも「殊に教信徒の財物醸(きよ)出」とあります。

上申書　／　御省今回の御趣旨は、本教をして益々国体の本義に則り、皇国のため貢献する所あらしめんとの御高慮に出たるものと、乍恐拝察仕此旨難有御礼仕候—（略）—諸制の刷新を断行し、面目を一新して、一意邦家のため奉公の赤誠を効さんことを御誓ひ申上候爰に小職の衷情を披瀝し併せて別紙具体的条項を具し上申仕候間何卒御叱正御指教相仰ぎ奉願上候也

昭和十三年十二月八日　／　天理教管長　中山正善　／　文部大臣男爵　荒木貞夫殿

具体案要項　／　一、教義儀式及行事は凡て教典に依拠し、苟(いやしく)も之に違背せざらんことを期す　／　二、泥海古記、元始りの話、人間宿し込みの話に関連ある教説は自今一切之を為さず　／　三、布教の態度言説に就ては充分の戒慎を加へ、**殊に教信徒の財物醸(きよ)出**及医療妨害等に関する従来の非難の一掃を期す　／　四、教師の養成及再教育に意を用ひ、信念及素質の向上を期し、併せて今般刷新の趣旨の徹底を期す　／　五、教庁教会等諸制度の改善整備を計り、之が面目の一新を期す　—中略—　／

(※「三、」の「細目」として)

イ、教師には教義的信念のみならず、時勢即応の常識を涵養するやう教養をなす

ロ、教義語の使用に就ては真意を歪曲錯誤せしめざる様特に注意す

ハ、教信徒より財物を醸出せしむるに当りてはおつなぎ、おつくし、理を立てる等と称し、屡々(しばしば)教信徒の心情を刺戟するが如き言辞を用ひるため種々の非難を蒙りたるも、自今かかることなきよう深く戒慎す

ニ、由来医療を妨害又は排斥するが如き教義なきも、往々教師間にありては貸物借物或は病の元は心から起る等の講説を強調して心の指導に重点を置き過ぎたるため医療を軽視するの結果に陥り、因って医療妨害なりとの非難を受けたるも、かかる非難を再び受けざるやう布教に当りて充分に注意す（『天理教青年会史4』P211.天理教青年会本部.1986）

天理教教会本部は明治35年に教会入込み人に対する警告文を発しています。これは政府からの指示があつて出されたものでしょう。そこには「朝夕神明ニ礼拝スルノミニテ一定ノ職モナク遊手徒食スルモノ」があり、「殖産興業ノ意ニ悖リ国家ニ対シテモ不相濟儀ニ付」そのようなことがないよとの指示が書いてあります。教会に居れば、衣食住には困らないので、布教も仕事もせず安易に暮らしているという分けです。それに対して、その頃の東本では多くの入込み人が居るが、皆「おたすけ」活動に励んでいるということが下の文には書かれています。

この頃(※明治35(1902)年)、教会の住込み制度について、注目をひく本部の訓示がある。

神道教師ハ布教伝道ニ従事スルモノニシテ殊ニ教会所内ニ居住スルモノハ布教伝道ノ外信徒ノ取締ヲナスヘキ職務ニシテ其ノ任タルヤ重ク其ノ責モ大ナリ 然ルニ**近來多數教会所内ニ家族ヲ擧ケテ居住スルモノノ中ニ朝夕神明ニ礼拝スルノミニテ一定ノ職モナク遊手徒食スルモノ有之哉ニ相聞候** 如此モノハ独り教祖立教ノ趣旨ニ逆背スルノミナラズ殖産興業ノ意ニ悖リ国家ニ対シテモ不相濟儀ニ付 一定ノ教務アル者ノ外相当ノ業ニ就カシメ夫々方法ヲ相立テ遊手徒食ノ輩無之様精々注意致スベク此旨特ニ訓示候事 // 明治三十五年六月二十五日 / 神道天理教会長大教正 中山新治郎 / (「みちのとも」第127号)

東本の入り込み人 東本出張所は右指摘の範疇に入る体制ではなかった。住込み人はすべて助け人衆であつて、初代会長の理と情の並び行なわれた仕込みのもとに、“おたすけ”を教会入り込み人の、まさにそうあるべきを本務としておつた。東本では、この頃から入り込み人が漸増し、大正期には子供を合わせて200人を超える盛況を見ている。 / このような教会の在り方を、初代会長は、どこから、誰から学び取つたのであろうか。前出の訓示にいわれるような状態に陥っていたのは、いずれも明治二十年代に生まれた教会に多く、まさに訓示に指摘されるような実態にあつた。これらの教会にあつては全財産をたたんで家族ごと教会に住込み、大家族主義風の共同生活をした。その人たちが挙げて、“おたすけ”に生き甲斐を見出していたわけではない。教会におれば衣・食・住がついてまわるといふ漠然とした安易な考え方をしておつた。やがて三十年代に入ると、教会は大世帯を抱えて経済的に行き詰まつた。「助け一条」よりも生活に汲々とせずにおれなくなつたのは当然のなりゆきであつた。 / 初代会長はその実情を目撃したわけでもない。「おたすけ」を第一義とするのは、初代会長の生涯を貫くものであつて、この精神に基づいての入り込み制度であつた。これは初代会長のおのずからなる発想であつた。 / **入り込み人は狭い出張所にひしめき合つて初代会長と寝食を共にし、日中は一人残らず“おたすけ”に飛び出した。** (『東本大教会史. 第一巻』 P151. 東本大教会史編纂委員会編. 1988)

国債募集－明治37年から日露戦争が始まります。その時の軍事費の9割が内債、外債の借金で賄われました。

内外債の募集 ……臨時軍事費17億2111万円のうちで、増税による一般会計からまわされたのは1億8240万円にすぎず、わずかに一割強でしかなく、借金支弁の高が全軍事費の九割ちかくを占めていた。すなわち、内債4億8000万円、外債8億円が発行され、戦費の五割ちかくを外債に依存しなくてはならず、高橋是清が外債募集のために英米へ派遣されたことはすでに記したとおりである。いふなれば、日露戦争は、日本にとり、全くとほうもない企てであった。それだけに、国内においては、増税によって国民から可能なかぎり税をとるだけではなく、さらに国債などによって、国民のもてるすべてを奪いつくそうとした。そのため、桂首相は、開戦にあたり「挙国一致、奉公の義に出で、競うて之れに応ぜんことを望む」と地方長官に強く訴えなければならなかった。

政府が発行した国債4億7300万円のうち、37年（1904）には三回の公募で2億7300万円を、38年（1905）には二回の公募で2億円を募集した。国債は、第一回の償還期限が五年、二回からは七年といずれも短期公債で、国家に不利な条件であった。その点39年（1906）に募集した臨時事件公債2億円は5カ年据置、30カ年償還という長期公債で、戦勝による国家のゆとりをあらわしている。しかし、応募者にとり条件が不利なため、予定の成果はあがらなかった。

国債の応募状況は、第一回の応募高が4億5200万円で、募集高の五倍という盛況を呈した。そのうち、価格以上の申込は3340万円余、200円以下の小額申込が5550万円余であった。200円以下の応募者は、小額無減少の募入方法を採用したため、価格以上の申込者ととともにことごとく募入せしめた。そのため価格申込者は申込高の1000分の40余を募入したにすぎなかった。このように第一回はきわめて良好な成績を収めたかにもおもわれたが、そのなかには不払込高額面が302万円余におよぶ暗翳がひそんでいた。

第二、三回の募集高は三倍であるが、回をかさねるごとに応募状況が悪化した。そこで、第四、五回は利子六分、発行価格90円と、条件を応募者に対して有利とするなどの手をうったため、五倍の応募高となった。

応募状況は、一見、良好のようにおもわれるが、毎回ごとに募入者の中からは、証拠金を放棄し、不払者となるものが出ていた。そのため、五回の発行総額4億8000万円は、700万円を減じて、4億7300万円となり、実収額においても約70万円の減少となった。不払者が多いのは、政府の督励を受けた地方行政機関が強引な勧誘をし、応募者数だけを増大するのに努めたことによる。そのため、払込金に苦慮して窃盗を犯すなどという悲惨な事件がおこりもした。（『庶民のみた日清・日露戦争』P172. 大濱徹也. 刀水書房. 2003）

明治30年頃、小学校の教員やお巡りさんの初任給は月に8～9円ぐらい。一人前の大工さんや工場のベテラン技術者で月20円ぐらいだったようです。このことから考えると、庶民にとって当時の1円は、現在の2万円ぐらいの重みがあったのかもしれない。【ネットサイト  より】

当時と今の貨幣価値
250万円＝500億円

本部においては、早速部下一般に論達を發し、毎月一回、戦勝、兵士の健康祈願の祭典を執行するべく指示した。更に、三月八日夜、**本部員会議に於て、国庫債券の募集に応じ戦費を補うべく議決**したが、これが応募総額は、実に250万5000円以上に達し、又、別に恤兵金額は、12,400円以上であった。更に又、軍資納附金として、2,500円を献納した。斯かる間に、不幸なる負傷兵は、続々と内地に護送されて来たので、これ等の負傷兵を慰問すると共に、出征軍人の遺族を訪問して慰安を与え、それ等の寄附金は四千円以上にも及んだ。又一方、同37年8月、戦死者の子弟学資補助会を組織して救済することにもなった。即ち、同会会長には、初代真桂様を奉戴、松村吉太郎氏は同幹事として、大いに力を傾けられ、其の第一回補助金として、金一万二千元也を、各府県に配布せられたのである。尚、これと共に、『戦時ニ於ケル帝国臣民ノ心得書』なる書物を發行、是を広く配布し、更に同37年9月6日、本部神殿に於て、戦死者の忠魂弔慰祭が執行せられた。／ 思えば、教祖二十年祭を目前に控えて、今や道は、独立運動に伴なう教典の普及と、それと立て合った思わぬ日露大戦役の奉公活動の渦巻の中に、目まぐるしい日々が展開されて行ったのである。然し、これ等の目まぐるしい渦巻の中においても、世界たすけの上から、親神様の教、だめの教の一日も早き独立達成の一念が燃えつづけた。即ち、第二回請願下げ戻しの理由に添うべく、教義の整備と、これが普及を計られると共に、これより先、明治37年4月、教内の改善が企てられたのである。それには、いろいろの事情からして、如何にしても、一般信徒を指導して行くべき教師の行状を正さなければならなかった。茲に於て、左の三項目に該当する教師を調べられたのである。

一、教師たるの品性を欠き、性行不良なるもの／ 二、教会の命を用いず、教規教制を守らざるもの

三、有名無実にして教師の職責を尽さざるもの

此の調査に依って、**教師1400余名を淘汰辞職せしめられた**。これは、非常に困難なる問題であった。これには、綿密なる調査を遂げられ、此の前には、一切の情実、一切の因縁を排して断行せられたのであった。（『潮の如く・上』P74. 上村福太郎. 1959. 道友社）

天理教教典(明治教典)普及の活動

右教典は、いう迄もなく当時の国是に歩を一にした線にそって編纂することを余儀なくされ、この編纂を指導した人達が、此の中へ如何にして少しでも多く親神様の思召を盛るかについて腐心されたかが分るのである。明治教典は、いねば独立請願書に添附する書類として編纂されたものであったが、当局は、只これを書類として留めることを許さなかった。茲に於て、愈々同教典を実行することとなり、本部に於ては、早速此の教典を教会及び信徒に頒布すると共に、神道天理教会教師講習会規程を制定、同36年8月18日より9月5日迄、19日間の長きに亘って、先ず第一回教師講習会を開催、以て教典の普及に専心することとはなった。此の第一回教師講習会は、場所は天理教校、講習員は、直属の各分支教会長及び役員諸氏の150名であった。此の年8月、これが教典普及のため、天理唱歌が出版なされて居るのである。教祖二十年祭をあと二年余に控えて、これより愈々(※いよいよ)各所に於て教典講習会が繰りひろげられて行くのである。（『潮の如く・上』P67）【2021. 12. P23】

天理教の戦争協力、一派独立、そして末端教会の衰退

天理教会の戦時協力 / 大日本宗教家大会は、国家公認の宗教教団の代表者によってもたれたものであった。そのため、国家から教団独立を許されない天理教会は、「淫祠邪教」の類として、大会に招集されさえしなかった。しかし、天理教会は他のいかなる宗教団体にもまし、日露戦争勝利のために協力をした。 / 天理教会は、教祖中山ミキの死後、国家から教団としての公認を得ることに狂奔し、国家の意にそうよう涙ぐましいまでの努力をしていた。かつて、日清戦争の際には軍資全一万円を献納し、「迷信の勢力亦驚くべし」（『東京日日新聞』明治29年3月14日）といわしめた。この力でもって、日露戦争に際しては天理教の全組織をあげて協力態勢をつくったのである。 / 本部は、毎日一回、出征兵士の健康祈願祭典を行なうよう配下に論達するとともに、国債募集にも積極的な協力をした。ちなみに、天理教が消化した国債は250万5000円以上にのぼり、他に恤兵金として1万4000円余、軍資納付金として2500円の献金を行なった。また、戦死者子弟補助会を組織、遺家族への援護活動がなされた。

天理教会長中山新治郎は、このような活動のなかで、「戦時に於ける帝国臣民の心得」を出して宣戦詔勅の解説を試み、あわせて「戦時の帝国臣民心得の要件」を説いて信者に戦時の覚悟を促した。それは、天理教徒として、「教祖の遺訓を奉じて帝国臣民の本分を守」る心得について、「義勇公に奉ずべき事」「忍耐力を養ふべき事」「勤儉の趣意を誤解せざる事」「産業の増進を図るべき事」「軍資の負担に堪ゆべき事」「子弟の学業を励ますべき事」が、「我々は、常に我が国家と利害を共にするものであって、国家の危難は、即ち我々が一身一家の危難である」との観点から述べられたものである。もはや、その心得からは、中山ミキが生涯を賭けて貫こうとした、民を原点となして民を亡ぼす国家を鋭く呪詛した心が消え失せていた。 / 天理教は、国家への協力、国権に屈服する途を歩むことにより、やがて**明治41年(1908)に長い間の念願であった教派神道としての教団公認を実現**した。ここに天理教発展への途が確立された。それは、日露戦争期の膨大な出費と不況の影響下で運営がなりたたずに倒潰(※とうかい)した教会の姿が忘れられたまま、民衆の犠牲の上に本部教会の繁栄を謳歌するものでしかない。ちなみに、京都河原町大教会は全国に支教会をもつ大教会であるが、明治33年(1900)から34年(1901)にかけて配下にあった滋賀県の三支教会(水口・甲賀・湖東)があいついで独立し、本部直属となったために教勢が減退して、戦時負担と不況のために七割から八割の教会がつぶれたという。 / 明治政府は、戦争を経るなかで、異国の宗教であるキリスト教をはじめ、「淫祠邪教」の天理教などを戦争体制へ動員することに成功し、民心教導の一翼として活用した。また、各教団は、国家のなかに位置づけられることによって、地上での繁栄をめざしもした。この点で、国家と宗教団体は相互に緊密な関係を取り結び、民心を戦争へと嚮導したのであった。(『庶民のみた日清・日露戦争』P207)

江州三支教会の分離は前にも述べたように、明治33年12月に水口支教会、34年9月に甲賀支教会、35年2月に湖東支教会と僅か三ヶ年に三ヶ所の、然も何れも教勢の主幹をなすものが分離したのであり、教勢上その影響するところのものは実に莫大なるものがあつた。古老の言を借りて云えば「十のものなら九つまでなくなった」のである。然もこの分離後、**37. 8年の戦争が勃発、その戦後の不況から「分離の吉祥金は入らず、残った一つの内七、八分通りが倒れて了った」と**云う、財政上に、また教勢上に實に惨澹たる有様であつた。(『河原町大教会史. 上』P348. 天理教河原町大教会. 1948)

疲弊下のあえぎ 帰郷した出征軍人は、入営時以上に、退営後の生活に追われることとなった。

一家の生計は、「不在中ノ家業減縮ト昨年度ノ凶作トニヨリ生計目下困難。左腕上膊部ノ貫通銃創ニヨリ身体異状、労働ニ就クニ堪ヘズ家計頗ル困難」「在隊時ノ銃創ト病気が全快シナイタメ、目下労働ニ堪ヘズ。生計ハ困苦モ非常ナリ」と、群馬県勢多郡北橋村箱田区長が明治39年（1906）4月6日付で村長に報告しているように、窮乏の底に追いこまれつつあった。ー中略ー

／ かかる**農村疲弊は、日露戦争の過重な負担がもたらしたもので、全国的な規模で展開していた。**なかでも東北三県は、天明・天保以来の大災害であった明治38年（1905）の大凶荒にひきつづき、39年1月以来の降雪が60年来の未曾有の量といわれるなかで、窮乏の極にあった。農民の生活は絶望的な日々におわれていた。ー中略ー 戦後経営の課題は、こうした疲弊を克服し、農村の発展向上をはかることであった。しかし農村発展の途は、「農村ノ一家ハ活躍スベキ力余リニ乏シク、然ルベキ指導者ノ来ランヲ望ムヤ切ナリ、実ニ農村ハ地位ト資産ト名望トヲ有スル地主諸君ノ発奮ヲ促シ、其ノ指導ヲ切望シテ止マザルノミナラズ、地方自治ノ改善ハ固ヨリ資力豊富ナル地主諸君ノ活動奮起ニ待ツヤ久シ」と群馬県農会が位置づけたものの、地主小作関係の「親善ヲ謀」らねばならないと説かねばならないほどに、地主小作の対立が顕在化する状況下で困難をきわめていた。

「理想の村」をめざして ここに農村は、日露戦争を経るなかで、「隣保相救ふと云ふ情義の温かな、濃かな」（『伯爵清浦奎吾伝』下）気風をかける場ではすでになく、地主小作の対立がはげしく、「人情浮薄」になったとみなさざるをえない。もはや農民の生活は、国家の過重な負担を強要され、村落の情誼的一体性をことあげすることでは解決しえないまでの状況にあることが明らかとなった。それだけに国家の急務は、農村の再興、理想の農村づくりと自覚された。「富国の礎」は村づくりからと説かれたのである。

／ 戊申詔書は、軍人勅諭が軍隊で、教育勅語が学校で読まれるとき、なによりも神社の社殿において説かるべきものとして発布された。内務省は、鎮守の杜でとり行なう村の儀式において、村長に「戊申詔書」を読ませ、その意義を説かせ、村落共同体の秩序を保とうと企てた。また、行政村を単位とした村が強くとまるために、各種の祭祀を一体化せんものと神社の合祀が神社経済を理由に遂行された。それは、多分にヨーロッパ農村とキリスト教会の関係にヒントを得たものらしく、内務官僚の村づくり構想によっていた。／ 内務省地方局による土からの村づくりは、「戊申詔書」が説く、「勤儉産ヲ治メ」に力を得た報徳社の活動にささえられ、各地でさまざまなる豊かな「田園都市」と「理想の農村」づくりをめざして推進された。その際、靖国神社につながる神社の祭と、それを土地ごとに肉づけした忠魂碑、戦役記念室などの日露戦争記念物が、「一等国」日本をささえる原点を体験する上で欠かせないものとして、大きな役割をはたした。／ 農村の互助組織は、日清戦争においては自発的なものとして生まれていたが、日露戦争下に強い上からの要請で結成され、民衆を国家のなかに封じこめた。そして、日露戦後においては、さらに強く村落社会を上から規制するものとして活用され、神社や記念碑などを精神の絆に、日露戦争体験を継承していくなかで、村における「上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服」すことがはかられた。明治政府は、ここに国家をささえる原点を置いていただけに、民衆が村の社によせる心にまで干渉を企て、国家の枠にとじこめようとしたのだった。（『庶民のみた日清・日露戦争』P236～239. 大濱徹也. 刀水書房. 2003）

東京の失業者

政府は、外債募集の思惑もからみ、つとめて被害の報道をおさえ、惨状をおもてぎたにすることをさけた。しかし、東京の玄関口上野駅は、職と糧を求め、故郷をあとにした民衆の群でにぎわい、東京の失業者は増加の一途をたどった。

上野駅に降りる人で、10人のうち7人は東北三県の窮民が求職のために上京したものだだったという。彼らは待ち受けるポン引きによって、わずかに身をつくろっていた羽織を取られ、懐中物を奪われるか、やがて職を捜して歩いているうちに悪者の餌食となって無一文の丸裸にされるのが常だった。そして「荒縄と古手拭にて陰部を隠くし印絆天一枚のみを着て職を求めに来りしもの」（『光』明治39年2月5日）が再々ならずみられたが、警察は「窮民保護に無能力」で、手をこまねいて見ているだけでしかなかった。

東京の失業者は、新聞の報ずるところによると、7万8000余人。その内訳を年齢別にみると、20歳から30歳までが七割、30歳から50歳までが二割を占め、男女別では男が八割五分、女が一割五分であつた。さらに、職業別にみれば、元職工が五割、元商人が五分、元百姓が二割、元日傭人が二割三分、元官吏が二分で、百姓の大多数が東北三県の出身者で、福島県出身が五割、宮城県が三割、岩手県が二割となっており、宮城・岩手ではかなりのものが北海道に渡ったとのことである。失業した理由は、除隊が二割、経済不況が七割、不作によるものが一割五分を占めた。

東京市内の失業増加数は、一日の雇用数600余人、解雇数800余人、失業で東京を退去するもの200余人、求職のため出京してくるもの400余人であることから、一日に400余人の失業者が東京で増加していたこととなる。それは、地方から上京してきたものの数に相当した。これからみてもわかるように、**東京の失業者は市内在住者よりも地方からの移住・出稼人で構成されていたわけで、その数は全失業者数の八割を占めていた。**

失業者が多く住んでいたのは、おもに小石川・浅草・下谷・四谷の各区で、その区の全人口の一割五分が失業者であり、麻布・神田両区が一割程度であった。小石川の失業者の多くは、砲兵工廠を解雇されたもので、指ヶ谷・柳・餌差・戸崎・富坂・白山・御殿・久堅町などに多く、牛込では早稲田・寺町・市ヶ谷などに、下谷では山伏町・万年町に、日本橋では浜町・松島町に、浅草では松葉町・千束町に住んでいたとのことである。

その生活は窮乏をきわめた。失業者は食すら得られず、17日間も断食野宿を重ねた山形県の青年をはじめとし、餓死、凍死、自殺、放火が頻々（※しくしく）とみられ、はては入獄を志願して食になりともありつこうとする者が出るなど、飢えにさらされ、さながら亡者のごとき様相を呈していた。（『庶民のみた日清・日露戦争』P228. 大濱徹也. 刀水書房. 2003）

御飯と茶碗と箸が置いてあって、黙って食べた東本

大正の初め頃の話として、東本へ行けば誰でも黙って食事が出来たことが下の文には書かれています。ここに湯浅英一という個人名が出ているのは、この方はこれがきっかけで東本に参拝するようになり、その後東本の部内教会で八島氏の実家でもある本吾孺分教会に昭和40年頃まで参拝に来ていたことによります。

大正期に東本には200名を越える入込み人がいたと東本大教会史にあります。東本の伝承によると、一日数十人が入れ替わっていたとの話もあり、食事に困った人がそのまま入込んで、東本の布教活動に適合した人はそのまま残り、合わない人は別の仕事を探して出ていくというような状況ではなかったかと思えます。そんな中で、字の読めない人に読み書きを教えるようになり、孤児も預かって世話をするようにもなっていたのでしょう。

入込み人に限れば、他の天理教会でも東本と同じようなもので、財産を全部お供えして教会で暮らすようになれば、食住には困らない生活ができます。富国策を取る政府から見れば、「工業殖産上に於て其の手足」となるべき人材が、教会内で「殖産興業の手足」にならない生活をしていることは由々しき問題ということになります。そこで、政府は教会本部に対して、このような状況を改善するよう指示し、それを受けて教会本部が発したのが、明治35年の本部の訓示です。

天理教の教会は松方デフレ以降、日露戦後まで都会の窮民の避難場所のような役割を果たしていたとも考えることも出来るような気がします。

大正になってから私の父（※八島松四郎）がお道になった頃、欧州大戦のあと不景気になって、日本じゅうの人たちが苦しい目にあったのですが、その頃に**湯浅英一**さんという人が紡績会社の大株主で、自分の家は薪炭商を営み、その組合長をしていたのですが、会社が不景気でつぶれまして大株主が一文なしになってしまったのです。

それで女工さんが帰るに帰れないというので、その費用を出すために自分の家を売ってしまい、奥さんは心配事のために出直して、子供三人抱えて、きのうまで大きな店の主人だった人が路頭に迷うという姿になり、**深川の高橋**のドヤ住まいをするようになってしまった。／ ここは山谷か釜ヶ崎みたいところで、このあたりでは朝職人さんが出て行くとき御飯を炊いたのを半分食べ、半分入っている釜を質屋に持って行って交換に道具箱をもらってくる、そしてその日働いてその手間でもって帰り道に質屋に寄って道具箱を入れて、御飯の入った釜をもらってきてまた食べる、翌朝になるとまたそれを繰り返すというような不景気だったというのです。それで雨が降ったらアブれて食えなくなる。そうしたら先輩が東本へ行けと言う。東本って何だと聞くと、何でもいいからとにかく東本へ行けというので、**子供三人連れて東本に行ったら、顔も見ずにだまっておかずをくれる、御飯と茶碗と箸が置いてあって、黙って食べる、ということだった**ので、それからというもの、雨が降ったら東本へ食い延ばしに行ったというのです。（『ほんあづま66号(1974. 8月号)』P15. 八島英雄）

一 地方改良運動

●日露戦争の負の遺産

1904～05（明治37～38）年にかけて戦われた日露戦争は、8万人以上の戦死者を出したうえに、総額約17億円の戦費を要した。その戦費は、日清戦争の2億円に比して8倍強である。その戦費を支えた収入の内訳は、租税が11%、公債および借入金が78%となっており、公債の半ば以上は外債であった。／ 戦争に要する費用や公債の返済に充てるために、戦時中から増税が行われた。1904年4月の第一次非常特別税法では、地租増徴と、所得税、各種間接税の新設と増税が行われ、さらに1905年1月には、これらの諸税をさらに増徴し、新たな間接税を設ける第二次非常特別税が課せられた。／ しかし、日露戦争の講和条約（ポーツマス条約）では、日清戦争時と異なり賠償金は得られなかった。その結果、非常特別税は、戦争という「非常」時が終わっても引き下げられることはなかった。**地租改正以後、国の租税収入の大きな部分は地租が占めていたが、次第に間接税である酒税の割合が高まっていた**。日清戦後に酒税の税収額は地租を抜き、さらに日露戦後の一連の間接税の増税・新設によって、租税体系は間接税中心となった。地方税財政（府県財政）・町村財政も拡大した。

●戊申詔書から地方改良運動へ

このように、日露戦争と、日露戦後の財政運営は国民に重い負担を課すことになった。しかし、明治期を通じて形成された、抜け駆け可能な社会集団は、国家から課せられる高い負荷に耐えられない性格のものだった。そこで、**国家からの期待に応えられるような凝集力の強い集団を、国家の監督のもとに作り出すこと**が、政府の課題になった。／ とりわけその焦点になったのは行政村であった。抜け駆け可能な社会集団にすぎない大字では、国家のコントロールが利かないからである。／ 1908（明治41）年10月、明治天皇の名前で戊申詔書が発表された。詔書は「上下が力を一つにして、実業に従事し、勤儉して生活を送り、信義を重んじ、華美な振る舞いを避けるように」という趣旨のことが書かれていた。／ 戊申詔書をかかげながら、内務省は、1909（明治42）年から、各地方の実務者を集めて「地方改良事業講習会」を開いて、町村行財政の改善をめざすキャンペーンを推進した。これが地方改良運動である。

地方改良運動は、内務省から、府県、郡、町村へと方針が下ろされてゆき、町村役場での業務改善が期待された。その具体的項目には、例えば、1909年、群馬県勢多郡長の町村長宛訓示では、①町村是（町村の目標、計画）をつくる、②町村行政事務の整理、とりわけ税の滞納の整理、税滞納防止策の策定、③町村・小学校基本財産の設定、④部落有財産の統一、⑤産業組合の普及、⑥町村農会の活発化、⑦耕地整理奨励、⑧青年会の指導・普及、⑨表彰制度の導入、⑩義務教育の徹底と実業教育の奨励、の10点が挙げられている。▽（『日本近代社会史』P235～239）

読み替えられた報徳思想

地方改良運動の多岐にわたる項目の中で、ここでは、(一) 部落有林野の統一事業、(二) 神社合祀、(三) 納税組合の組織化の三点に注目したい。／ 部落有林野統一とは、町村合併以降も、旧近世村＝大字(＝「部落」)が共有財産としてもっていた林野を、町村の財産(「町村基本財産」)の所有に移し、そこで林業を営み、そこから上がる収入で、町村財政の不足を補うことをめざす政策である。国税の増税と地方税・町村税へのしわ寄せを緩和するために、町村基本財産の蓄積を行おうとしたのである。しかし、それまで形成されてきた習慣に沿って、それぞれの大字で利用されてきた山林・原野を町村有財産として統合することは、住民の抵抗が強く、必ずしも順調に進まなかった。／ **神社合祀政策**は、「一町村一社」を目標として、神社を合併してゆく政策である。これは、**行政村単位での精神的統合を図り、大字間の対立・競合をなくしてゆくことを目標に推進**された。／ そして、納税の督促のために、**住民に納税組合をつくらせ、税金の納入を個人個人ではなく、集団でとりまとめさせることも行われた**。村請制なき時代において、**重税にともなう租税の滞納増加に対して、ある種の集団的な納税機構を再建しようとしたもの**とみることもできる。東京府西多摩郡戸倉村(現在の東京都あきる野市の一部)で制定された「税納附申合規約」では、①納税期日の五日前に、村内集落に「納期報知旗」を掲示し、納期が近いことを知らせる。②納税報知旗は、その集落の納税人が全員納税するまで撤去しない。また、旗の設置・撤去は村役場が行う。③納税期日に納税しなかった者は、各集落の組長が督促する。④組長の督促を受けてもこれを納付しなかった者は「徳義を無視」した者として村役場に報告する。⑤滞納処分を受けた者は、集落の「体面」を傷つけた者として、「一切の交際」を断つことにする、といったことが定められている。

これは租税滞納者に対する集団的制裁の規約であり、大字内で結ばれる相互監視の規約と類似している。異なるのは、こうした規約が行政村主導で作成されることである。大字の相互監視機構を、行政村の下部機構に位置づけようとしたわけである。しかし、大字の相互監視が、相互の「抜け駆け」抑止のためにつくられたのとは異なり、これは国から行政村へと要請された目標を、さらに大字に押し付けるための道具として大字を利用しようとしたものであり、大字から内発的に生み出されたものではない。

そして、内務省は、このような地方改良運動に「成功」した村を「模範村」として表彰し、宣伝した。ここで取り上げた戸倉村は、こうした「模範村」の一つである。／ こうした宣伝と表彰は必ずしも順調には進まなかった。内務省は、**江戸時代後期に農村復興事業を展開した思想家二宮尊徳の報徳思想を取り上げ、1906(明治39)年に「報徳会」(のちに「中央報徳会」と改称)を組織した**。しかし、**そこで取り上げられた報徳思想は、もともと実践的な農村復興の方法という性格が強い尊徳の思想を、地方改良運動に**

適合的な、自己犠牲を要求する道徳思想に読み替えたという性格の強いもので、一方では従来からの報徳思想の実践者たちから批判され、他方では時代遅れの思想とみなされた。／ また、各地で開かれた「戊申詔書」の奉読式も、イベント単体で効果をもたらすようなものではなかった。例えば、内務省から、その「効果」を聞かれた群馬県が調査したところ、ほとんどの郡が「効果なし」と回答しているありさまであった。さらに、折しも日露戦後恐慌の不景気に苦しむ中で、ただ「勤儉」するだけでは、消費が減退して景気がよりいっそう悪化するだけではないかという批判さえ出されるようになった。／ 以上のような**地方改良運動は、**

厩大な戦費負担によって無理が生じてきた日露戦後の社会を、宣伝と、精神の鼓吹によって解決しようとする政策であった

日露戦後社会における近代報徳思想／「報徳主義」は、「戦後の応急的要求を満さん」ために「之を上より視れば道德の教なり。是を下より視れば経済の教なり。之を表から視れば政治の教へなり。之を裏より視れば、一種の社会政策たり」の言説をひとつの典型として、政治家・官僚・在地指導者などが各々の思惑によって、自由自在・融通無碍に読み込むことを可能とする思想へと転ずる観もあった。それは荒村を復興する策として、また「独立自営」心を身につけ積極的に実業を興していく術として、さらには激化しつつあった労農運動を封ずる社会政策思想として、「一等国」日本を担っていく「公共心」を体得させる方便として、各々の衣装を纏って立ち現れるのだが、そこに日露戦後の諸課題の反映を鮮やかに読み取ることができるのである。

本章第二節で追ってきた報徳会および『斯民』誌の動向からは、内務官僚たちが「公共心」の立ち上げの媒介として「報徳主義」に期待をかけ、とりわけその「推譲」概念に着目した点をまず見た。また企業経営者たちも進取の気性を養成する素材として、またそれ以上に「推譲」を「犠牲的精神」と置換することに「報徳主義」の方向性を求めた。

しかしこうした「報徳主義」解釈は、在地の農民にとって違和感・齟齬を来すものでもあった。また工場労働者を納得させる論理として機能したかといえは必ずしもそうではなく、そこには多くの矛盾が胚胎する原因ともなっていく。1912(※明治45)年に発刊された石田伝吉の『報徳教及結社の鑑』は、「多く世人の生活難、若くは生活上の煩悶と言ふものの大部分は、此の天理自然の道理〔尊徳の報徳思想〕に反したる、即ち天分を守らざるより来るのであって、所謂自業自得である」と述べている。筆者は先ほど石田を肯定的に引用したが、自己規律を強く要求し過ぎることは弱者の疎外にもつながる。つまり両義性がそこにあった。このような報徳思想のあり方について、農政官僚時代の柳田国男が非常に鋭い論評を書き残している。

少しくこれ〔「知足安分」説〕を分析してみれば、随分残酷なるものであって、若し今日の時勢を、特権ある階級、即ち金持とか貴族とかいふ人達が、自ら之を貧乏人に向って説いたとすれば、恐くは社会主義と同様な反抗を招くに違ない。然るに、**二宮先生は曰く、世に貧富の差等あるは、自ら因って来る所がある。**徳を厚くするものは、則ち富榮へたるものであると、夜話などにも説いて居られる。是は、勿論**東洋風の因果説**に基かれたもので、別に新しい説ではないと云はれるが、然し余程面白い説き方だと思ふ。自分の思ふには**二宮先生の教訓は、道理といふよりも寧ろ信仰である。学問といふよりも寧ろ宗教である**と云はねばならぬ。然し道理でない信仰であると云ったとて、決して軽蔑したのでは無く、自分は却って常に此の信仰なる人を羨む者である。

柳田のこの論考自体は、信用組合と報徳社を比較して、後者の「近代」的金融組織への改編を促した論考としてよく知られるものであるが、この引用部でも近代報徳思想が生き延びる道は「宗教」ないしは「信仰」的世界の中にしかないのではないかと、という冷徹かつ的確な観察力が窺える。▽ (『近代報徳思想と日本社会』P268. 見城悌治. ペリかん社. 2009)

宗教として説かれた「知足安分」説＝天理教の「因縁教理」

天理教の因縁説－「世に貧富の差等あるは、自ら因って来る所がある」ことを「東洋風の因果説」でまとめらえた

ここまで見てきた時代背景をもとに、天理教の明治45年出版『三教会同と天理教』に出て来る「因縁教理」は生まれてきます。それは現『天理教教典』の因縁教理につながり、その内容の差別性に依って、現在天理教は説くべき教理が無いという状況に陥っています。

ただ、この「因縁教理」は教祖中山みきが教えた「いんねん」説とは似て非なるものなのであり、中山みきが教えた教理に戻るところに天理教が説くべき教理が存在するのです。

そのためには、「おふでさき」の解釈、教祖伝の史実検討等、今までの教理解釈のすべてを見直すことが必要でしょう。

我々人間の靈魂と云ふものは神様の分靈を与へられたのであって我が物であり、又我が身体は神様から借り受けて居るものであるのであります。従来我々はこの身体を我が物と思うて居ったのであります。然るに教祖は此の身体を我が物でもなく、父母の物でもなく、実に神様のものであって我々人間は神様からこれを拝借して居るのであると説かれたので、これを本教にては「**貨物借物の理**」と申して居ります。即ち神様から云ふ時は貸物、人間から云ふ時は借物であります。……然るに人間は神より与へられたる心の自由によって悪しき方に心をつかふが故に、多くの人間は何等かの疾病に罹り、禍害（わざわい）を受け、短命に終るのであります。而して其の悪しき心づかひと云ふことは、教祖は之を一つには**前生の因縁**二つには**現世の因縁**と説かれたので、其の第一の**前生の因縁**と云ふのは前生に於いて心に埃を積んで置いたのが原因となって、之を現世へ持ち越して来たので、去年手入れの悪しかった種子は、今年の発育が好くないと同じ道理で生れながらにして盲目であったり、跛であったり、愚鈍であったりなどの遺伝よりするものは、皆此の理に由るものであると教へられて居ります。又緑児にして、道路に捨てられ、又貧賤の家を生るゝ如きも、此の前生の因縁です。而して第二の**現世の因縁**と云ふのは、十五才以来物心を知ってからの我が心づかひと行ひとより生ずる罪科であります。而して此等の罪科を教祖は埃と云いひ、之を八ツに分けて説かれました。其の八ツの埃とは（一）ほしい（二）をしい（三）かはゆい（四）にくい（五）うらみ（六）はらだち（七）かうまん（八）よくであります。（『三教会同と天理教』P34. 道友社編集部. 1912〈明治45〉）